

平成28年12月
中札内村議会定例会会議録

平成28年12月16日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	火山副村長兼務

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局 長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 菊地 彩君

◎議事日程

日程第1	請願第3号 (委員会報告)	平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願
日程第2	陳情第3号 (委員会報告)	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書
日程第3	陳情第4号 (委員会報告)	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書
日程第4	意見書案第9号	平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める意見書
日程第5	意見書案第10号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
日程第6	意見書案第11号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書
日程第7	意見書案第12号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書
日程第8		一般質問

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月中札内村議会定例会を再開したいと思います。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 請願第3号 平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願

○議長（高橋和雄君） 日程第1、請願第3号、平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願を議題にいたします。

この請願は、産業文教常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋産業文教常任委員長、お願いします。

（北嶋信昭和産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） 産業文教常任委員会審査報告書。

平成28年12月9日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

1、付託事件。

請願第3号、平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願。

2、経過。

審査は12月9日、全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本請願の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

請願第3号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 委員長の報告が終わりました。

これから、請願第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第3号、平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第2 陳情第3号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書

◎日程第3 陳情第4号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書

○議長(高橋和雄君) この際、日程第2、陳情第3号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書、日程第3、陳情第4号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

この陳情は、総務厚生常任委員会に付託した事件です

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務厚生常任委員長、お願いします。

(男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇)

○総務厚生常任委員会委員長(男澤秋子君) 総務厚生常任委員会審査報告書。

平成28年12月9日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

1、付託事件。

陳情第3号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書。

陳情第4号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書。

2、経過。

審査は12月9日、全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本陳情の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

陳情第3号、陳情第4号は採択とする。

○議長(高橋和雄君) 委員長の報告が終わりました。

これから2件の委員長報告に対して一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

陳情第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第3号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第4号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第4号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択されました。

お諮りをいたします。

北嶋議員から、意見書案第9号が、男澤議員から、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序を変更して、ただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号から意見書案第12号の4件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることが決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◎日程第4 意見書案第9号 平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める意見書

◎日程第5 意見書案第10号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

◎日程第6 意見書案第11号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

◎日程第7 意見書案第12号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第4、意見書案第9号、平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める意見書、追加日程第5、意見書案第10号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書、追加日程第6、意見書案第11号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書、追加日程第7、意見書案第12号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の4件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第9号から意見書案第12号の4件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号から意見書案第12号の4件は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから4件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第9号、平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第10号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

意見書案第11号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第11号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

意見書案第12号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第12号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 一般質問

○議長(高橋和雄君) 日程第8、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いをいたします。

順次、質問を許します。

通告順によりまして、1番中井議員、お願いします。

○1番(中井康雄君) それでは、一般質問を行わせていただきます。

「日本で最も美しい村」連合に加盟したことでの今後の村としての取組みについて。

村は、日本の農山漁村の景観・文化を守る「日本で最も美しい村」連合に加盟した訳で

すが、大変素晴らしいことと思っております。

加盟したことにより、今後どのように活用し村の事業に取入れていくのかをお伺いいたします。

12月広報でかなりわかりやすく説明されていましたが、多くの村民の方々に理解して頂き、一緒に取組んでいただくことが大事だと思います。

そのためにも、さまざまな方法で協力を呼び掛けていただくことが必要と思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、農村景観、防風林保全、まちなか景観、花づくりについて今後の取組み方を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） 今後の村としての取組みについてであります。日本で最も美しい村連合の目的は、各地域が「日本で最も美しい村」を宣言することで、自らの地域に誇りを持ち、将来に向かって美しい地域づくりを行うこと。

住民のまちづくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること。

景観や環境を守り、観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することとされております。

村も今後、さまざまな取組みを行ってまいります。十勝の原風景とも呼べる農村景観などを守っていくには、何よりも私たち一人ひとりがこの地に愛着と誇りを持ち、関わり続けることが必要と考えております。

これまで、村の景観に配慮したまちづくりを考える「景観まちづくり委員会」が中心となって、「景観学習」や「景観ツアー」など景観に関する啓発活動や、景観づくり中札内ルールを提案を行っております。

このように、村民が中心となってこれまで培ってきた取組みを継続していくとともに、この加盟をきっかけに、連合加盟町村と連携を図りながら、より多くの人と交流を広げ、景観に関することに関わっていく人を増やしていくことと、村民の皆さんにも、自分の身近なところから少しずつ景観を意識していただき、一歩進んだ活動を広げていく考えであります。

ご質問いただいた「農村景観」などの今後の取組みについてですが、村が連合に加盟承認された地域資源は、「防風保安林に守られた原風景」と「北の大地を彩るアートと文化」の二つが登録されました。

開拓とともに十勝の農業を守ってきた防風保安林と耕地防風林は、時代とともに移り変わり、耕地防風林が減少してきましたが、近年の風害により、存在が見直されてきており、風害防止と農村景観維持保全のため、農業者などと意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、花づくり活動については、加盟承認にあたり、住民の取組みによる中心市街地の花の植栽は、管理が行き届き、まちなかのにぎわいを創出する一助になっており、景観に配慮した住民意識の高い村づくりは高く評価されています。

花づくりは、これまで培ってきた人たちの技術が反映されています。

後継者などの課題はありますが、「花の村」のイメージを守り、関係団体と意見交換を図りながら、住民参加を呼びかけ、活動の視野を広げてまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 中井議員。

○1番（中井康雄君） それでは、再質問させていただきます。

この答弁書のとおり、やっぱり村民一人ひとりの方に関わっていただいて、理解していただき協力していただくということが大事ななというふうに思うのですけれども、それでは、農村景観についてですけれども、農地・水環境保全向上対策というのがかなり前から実施されておまして、各地区の方々がこういう活動に取り組んでまいりまして、この頃、河川の雑木ですとか草、それから、畑の周りの草等も随分見違えるようになってきたのかなと。

景観としてもすばらしいなというふうに思っているのですが、この組織的なものは全村くまなくといていましょうか、まだ活動していない団体もあるのでしょうか。

そこら辺のことを若干伺いたいと思います。

また、先日、中学生の模擬議会でも、道道の雑草の問題等もございましたように、中学生目線でも随分感じるところだというふうに思いますので、そこら辺の関係機関に強く要望していただきたいなと、こんなふうに思います。

あと、街角の景観でございますけれども、空き地、それから空き家対策等も、このごろ空き家等も持ち主の方が撤去していただいて、随分見栄えも良くなってきたいなと特に思うのですけれども、若干空き地の草が目立ってきたりですとか、そういうのが気にかかったりするものですから、そこら辺の理解活動を今後続けていってほしいなと思うのですけれども、そこら辺についても若干伺いたいと思います。

それから、花づくりですけれども、花づくりの会ですとか花フェスタ実行委員会を先頭に、地域の方々、商工会、役場職員との協力のもと、それぞれ道の駅ですとか国道のメインストリート等に花が植えられて大変素晴らしいとは思いますが、その花づくりの会、花フェスタ実行委員会ともに会員の高齢化、また、若い人の加入があまり進まないなどの問題を抱えているというふうに伺っております。

以前は種蒔きから育苗まですべて会の方で行っていたのだそうですけれども、現在では業者の方に委託している部分もかなり増えてきているというような話でございますけれども、村として、その会に応援、また、指導を今後どのようにするのか。

そういうお考えがあるのか。

そこら辺のことも伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 私の方から、農地・水の関係だけお答えさせていただきます。

今の状態でいいますと、ほぼ全村地区が網羅されているというふうに受け止めていただいて結構だと思います。

○議長（高橋和雄君） 保全会の方は全地区が今活動しているということです。

まちなかの空き地対策等について、田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） いろいろお気付きの点、ご意見として挙げられましたので。

今すべてこうするということにはちょっとお答えならない面もあるかもしれませんが、今、農地・水のことについては、今回の指定とはまた別なことですけど、私としても大変、農村部がそういったことで取り組んでいただいていることで、外から見たときに、大変効果があるだろうと。

今後、連合として加盟したことプラスそういうふうに見ていただければ、大変今後にもいい影響があるなというふうなことを感想として思っていますので、それだけちょっと付け加えさせていただきます。

先日、中学生の模擬議会のご意見ありました。

この辺は、そのときにもお答えしたように、強く、ずっとやってきています。

ただ、今、中井議員おっしゃられたように、連合に加入したことで、こういうことをやっているのだということとさらに、いわゆる要望の厚みというのでしょうか、付けることに今、使いたいなと思ってご意見聞いていましたので、そんな活動も、国・道に対して、特に北海道に対してそういったことのアピールする一つにしたいなど。

ほかとはちょっと違うのだぞという意味も含めてやりたいというふうに、今ちょっとご意見聞いて思いました。

もう一つは、まちなかの空き地等については、指導も実はしてきています。

ただ、人によってはといいましょうか、お金のかかる面もありますし、労力のかかる面もあって、なかなかやっぱりにかかるところもありますけども、これも理解活動の一つとして、みんなでこういうふうに、村はやってきているのだということ、この連合加盟を一つのきっかけとして、さらに啓発というのでしょうか、そういうことをやっていくべきだなというふうに、こんなふうに思っていますので、今後そういう取組みをしたいなというふうに思います。

花づくりの会の関係については、以前から、会とも私直接何度もお話をしたり、議会の中でもその辺の危惧するご意見あって、過去では人をちょっとあれしてみたり、いろんな挑戦をしました。

現実にはなかなか今ご指摘のように、会員数が増えているとかということではなくて、できるだけやっていただく分の軽減をしようと、こういうことではお互い話をしながら、今までどおり全部やるのではなくて、一部、宿根を植えるだとか、全部を引き受ける必要があるのかどうなのかという整理も一定程度かけながら、やれる努力はしてきているつもりがあります。

ただ、間違いなく負担が、こここのところ課題といいましょうか、多くなっておられるという意見も聞いておりますから、また、それぞれ会やら実行委員会の皆さんとも意見交換して、できるだけそういった負担になって減るといふことのないようなアイデアがあれば、村としてもやっていきたいと、こんなようなことを考えておりますので、全般的にこのことを契機にチェックをするということと、そういった体制の整備については、もう一度また見直す必要があるかなというふうに思って意見伺っていました。

○議長（高橋和雄君） 中井議員。

○1番（中井康雄君） わかりました。

前向きな答弁いただいたというふうに思っております。

いろいろな地域の方々、また、その関係者の方々と、ぜひともいろいろと話をしながら、理解していただいて、徐々に盛り上げていっていただければなとそんなふうに思います。

先月ですか、美瑛町の方にも視察に行っていましたけど、このときも、やはり地域の方々、町民一人ひとりの方々とのいろんな交わりといいましょうか、理解活動が大事ですよという話もなされていまして、規約の中にはやっぱり5年に一度の再調査みたいのもあるそうでございますので、ぜひとも、5年前よりも良かったなと、10年前よりも良かったなというそんなふうになるように、今後ともいろんな形の中で努力していただきたいと、そんなふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として伺っておきたいと思いますが、村長の方から何かありますか。

田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見というか、仕組みとしてそういうことがありますし、今、全体見てもこれだけチェックをしなければいけないということがありますので、別に連盟の5年後という意味ではないのですけども、せっかくこういった機会ですし、あるいは、ちょっと触れませんでしたけども、経済活動とともになのですけど、村の観光資源とまで言わなくても、そういった外へのアピール、ちょっと質問受けておりませんでしたけど、そういうことも含めて、来年の予算に、このなった何年かがやっぱり勝負だというふうに思っておりますので、もちろん足元のことも大事ですし、外に向けてもやっていきたいと、こんな思いしております。

○議長（高橋和雄君） これで中井議員の質問を終わらせていただきます。

次に、4番中西議員、お願いをいたします。

○4番（中西千尋君） それでは、質問させていただきます。

この夏の、8月の連続台風、特に8月30日から31日にかけての十勝管内に甚大なる被害を及ぼした台風10号に関して、中札内村の避難判断についてお伺いをいたしたいと思えます。

管内においても、まだ現在爪痕が残ったまま年を越さなければならない状況にもなっております。

9月の16日でしたか、定例議会の折に、台風10号、直近の議会での状況等々のご報告にございましたけれども、直近の状況でありましたのでなかなか詳しい状況にもならなかったかと思えますけれども、3カ月間経った今、改めて伺うわけであります。

過去数十年、30年以上になりましょうか、大雨・台風による水害に係る避難情報を発令した事例が当村においても多分なかったことではないかと思えます。

札内川ダムが1999年の供用開始以来、特に水害に関しましては、あまり大きな被害のないままに過ぎておることではないかと思うのでありますけれども、ここ近年の日本各地において、水害、それから土砂災害等々が非常に多く発生をしておるわけであります。

昨年の2015年に国、内閣府と申しますか、国からの避難情報発令に関するガイドラインが改定になっているとお聞きをしております。

国、道からのガイドラインは具体的にどのように今回の台風10号において、当村では活用されたのかお伺いをいたしたいと思えます。

また、併せて、今回の台風10号のとき、村内における各家庭への避難勧告、避難指示は、前回の9月の議会の折にも一部報告がされておりますけれども、要介護、それから、高齢者、障がい者を数多く入所しておる当村の高齢者福祉施設3か所、それから、障がい者を抱えている施設2箇所、これに関しては、この避難指示、避難勧告等々は、地区外ということもあるかと思えますけども、何か具体的な連絡・指示は担当部署からなされたのかをまずお伺いいたしたいと思えます。

最後にもう1点、10月1日付けの道新の発表で、これはかなり大きな新聞記事になっておりましたけれども、ちょうど1カ月が経った時点で、管内被害状況が1面に出てございました。

330億円超の各市町村調査、直近の集計を北海道新聞が聞き取り調査という記事でございましたけれども、この記事の中に、十勝管内全部の市町村の金額等々が発表なされておりましたけれども、当村においては、この記事内容では、当村は集計をしないという方針、このように記事に書かれて発表なされておりました。

すぐその後、広報10月号、11月号では、きちっとした数字等々が発表なされておりましたけれども、この一番最初に出ました10月1日付けの1カ月後の道新の記事の集計をしない方針という記事に関して、非常に他町村の方々から、中札内は被害なかったのでしょうか、集計しないという意図はなんですかということをお聞きいたしました。

村内はもとより、管内からいろんな方に聞かれたことでもありますけれども、これに関しての集計をしない方針という内容をちょっとお聞かせいただければと思うことであります。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 中札内村の避難勧告と避難指示についてであります。内閣府において策定している「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、昨年の鬼怒川の堤防決壊、一昨年の広島市の土砂災害など、新たな災害の教訓を踏まえて平成27年8月に改正されました。

これを受け、村においても本年7月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）」を作成しております。

村の避難勧告等の判断・伝達マニュアルでは、「避難勧告等の対象となる区域」、「避難勧告等の発令の判断基準」、「避難勧告等の伝達方法」などを定めており、台風10号に対する対応はこのマニュアルに基づいて行動しております。

マニュアルにおける避難勧告などの発令判断基準についてですが、札内川の雨量観測所の中で、上札内の観測所では「避難判断水位」が示されていないことから、「避難判断水位」が示されている大正町の第二大川橋の水位を基準に作成しております。

台風10号による札内川の水位の上昇は、「避難準備情報」を出す「氾濫判断水位」に達したのは、31日午前2時以降で、すでに、札内川ダムの放流状況から札内川右岸地区の一部に「避難指示」を出した後になりました。

村は、降水量の状況から前日に「大雨に関する警戒情報」について防災行政無線を通じて伝えておりますが、「避難準備情報」については、マニュアルに定める判断基準に達しなかったことにより、発令は行わず、福祉施設にも連絡等は行っておりません。

今回の台風の災害対応については、避難情報の発令、避難所の対応、災害対策本部運営など、これまで30年以上水害が発生していない本村にとって大きな教訓を与えました。

次の災害はいつ襲ってくるかわかりません。平時からの避難体制の強化、緊急時の防災情報の共有など、万一を想定した取組みを行っていかなければならないと考えております。

次に、北海道新聞の記事については、やり取りの中でそのような報道がされましたが、被害額については北海道においても取りまとめており、村民に対しては、広報紙によるお知らせや、まちづくりトーク、行政区長会議などにおいて、通行止めの道路状況と合わせて報告してきております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○2番（中西千尋君） 今、ご報告をいただきました。

マニュアルに従っての当村における避難準備勧告等々ということでありましたけれども、マニュアルどおりで、それはそれで、今後30年来大きな災害がないからということでのことでありましようけれども、私が申しましたのは、高齢者施設を抱えておる三つの施設。

あそこは札内川の堤防からちょっとは離れておりますけれども、すぐ裏側を恵津美川が流れてございます。

今回、台風後いろいろと施設の方々とお話をさせていただきましたけれども、恵津美川の

状況が非常に危険状況になっていた、夜中、という報告も受けてございます。

あそこには恵津美ハイツに50名、それから、向かい側のいちげ荘に14名、それから、梅花荘に10名という本当に介護を抱えた高齢の方々が入所しております。

ちょうど同じような状況が大正地区に太陽園がございますけれども、そこもちょうど、あそこは札内川の本流のすぐ脇でございます。

あそこの方からもちょっとお聞きした状況では、あそこは非常に危険状況にあった。

それで、台風のあのときに一時停電にもなっておるといような状況も聞いてございます。

そういうのも含めて、今回、福祉関連施設には発令、何も連絡がなかったということでもありますけれども、そういう弱者へ向けてのもう少し早めの対応は、今後必ず必要になってくるのではないかなと。

市街に関しては、今回、札内川、中札内地区での一部の左岸の決壊だけで済んでおりますけれども、小さな小川をすぐ裏側に抱えておる高齢者福祉施設。

今後、各施設にはそれぞれの施設内の対応マニュアルはございますけれども、それと村行政との密な連絡等々も今後非常に必要になってくるのではないかなと思います。

それから併せて、障がい者施設二つ、ここも札内川から離れてはおりますけれども、すぐ、ここも裏側に小さな小川が流れております。

そういうことも含めて、水害に関しては、こういう弱者を抱える福祉施設への早期の連絡と対応も必要になってくるのではないかな。

再度お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 全般的に言えることなのですが、特に施設のことおっしゃったのですが、今回のことを教訓にして、内部の反省といたしましょうか、中でもいろんな意見が出ています。

避難指示の最終的な出し方も含めてですね。

前段でちょっと申し上げると、今、まちづくりトークということで出ている中でも、今回は直接職員が行って避難をお願いしたというか、ということがはたしてどうなのかという。

情報として放送を聞いていないということも、また一つの意見としてありますし、具体的な施設でのお話については、恵津美の方については、村の方でも監視をしながら見ておりました。

その辺の判断基準というのは、つくっているのが札内川の水位ですから、必ずしも基準があつてということでないとするれば、ここもやはり、村として見直しの一つかなというふうに思っておりますし、上札内の方も札内川が本当に危険だったわけですから、そういった場合に、では福祉施設の方にどういう影響があるのか。

ハザードマップということになるのでしょうか、仮に決壊をしたらという想定のもとにもう一度見直し、これは全部いるのではないかなというのが思っておりますし、その作業をやるべきだということも今思っておりますし、十勝においては、今、防災減災の会議も年明けかな、招集になって、その辺の、根本で言いますと、雨量そのものの見方が本州と違って低いということも情報として何かあるようですから、相当大きなそういった基準の見直しも含めてあるだろうというふうに思っておりますので、今、中西議員からおっしゃられた福祉とのその連携のどの段階が本当にいいのかも、福祉団体とも率直に、基準を

設けられないものもあると思いますので、そういった意見交換を率直にすべきかなというふうに思って意見聞いておりますので、しばらくちょっと時間をいただいて、その全体的な防災の見直しということをやろうと思っておりますので、その中の一つとして、特に今ご意見いただいた辺については調整をして、どうあるべきかと、決めていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○2番（中西千尋君） 対応についてご報告を、また、新しい対応へのご報告をいただきました。

高齢者福祉施設に関しては、本当に弱者を抱えておる施設の方々の思いもございませし、入所しておる高齢の方々、障害の方々の思いもございませ。

ぜひ、関連課と密に話をさせていただいて、施設内での防災、今まで施設内では水害に関してはほとんど防災の件では持っていなかった部分もございませけれども、今回の台風10号のような水害に関しては、施設内でもやはり大きな問題を抱えなければならないということで、水害についてでも対応をしていかななくてはならないことではないかなと思ひませ。

弱者へ向けてのそういう災害被害状況の、密に取っていただくような方向でお願いをいたしたいと思ひませ。

新聞記事に関しましては、それぞれの行き違ひがあったということでお受け止めさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） それではこれで4番中西議員の一般質問を終わりたいと思ひませ。

3番目、3番黒田議員の一般質問に移らせていただきたいと思ひませ。

黒田議員、よろしくお願ひいたします。

○3番（黒田和弘君） それでは、事前に通告してあります医療体制の充実についての質問をいたします。

質問の内容でございませが、村民の総意に基づいた第6期中札内村まちづくり計画（H26年度～H33年度）において、村民がいつでも安心して生活できる医療サービスについて、診療所医師2名の堅持、医療・福祉・保健の連携強化を図るなど、医療体制の充実に努めることが明記されています。

この計画が立てられまして、すでに3年が経過をいたしました。

現在の村診療所は、公設民営で、診療業務を鈴木医師へ委託しています。

鈴木医師は、昭和62年、地域医療のために病気の予防や早期発見に力を注ぎたいと就任され、以来29年の長きにわたって、診療にご尽力いただひております。

昨年12月議会において、同僚議員の一般質問で、鈴木医師の後継医師確保に向けた取組みについての質問に対し、村長は、鈴木医師も後継者の選任について責任を感じられ、ご自分の知識や技術を引継ぐ重要性を認識されている。

これまでも地域医療に携わりたいという方の複数情報について、協議調整しているが、現行医療体制を引継ぐ医師は現れていない。

今後とも、努力していくと答弁されました。

それから1年経過しましたが、村民の不安もあるので、その後、後継医師の確保がどうなったのかも含めて、次の点について村長からの答弁を求めませ。

- 1、村まちづくり計画に盛り込まれている医師2名体制と後継医師確保について。
- 2、医療を中心とした介護・保健・福祉の連携強化と推進について。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 医療体制の充実についてであります。1点目の医師2名体制と後継医師の確保についてですが、まず、医師の2名体制については、鈴木医師との間で、今後も引き続き現行体制を維持することについて確認しております。

また、後継医師確保については、昨年12月の定例会一般質問に対して、住民からの情報提供を受け、水面下で調整協議を行ったものの、本村の地域性を理解した上で、現行医療体制を引き継ぐ医師は現れていないとお答えしておりますが、その後も水面下で可能性を探っているものの、進展には至っておりません。

2点目の医療を中心とした介護・保健・福祉の連携強化と推進についてですが、まちづくり計画の中では、「村民が必要とする保健・医療サービスを提供できるよう、福祉、保健、医療の連携を強化する」としてありますが、これは医療を中心としてということではなく、各分野が連携して、それぞれの事業を進めることにより、子どもからお年寄りまで皆が健康で安心して暮らし続けられることを目標としているものであります。

具体的な連携の形として、診療所の鈴木医師については、高齢者地域ケア会議委員として生活支援ハウスいちげ荘の入所判定、介護予防事業の実施と認知症・介護サービスなどの相談窓口である地域包括支援センターの運営協議会委員として、事業の運営についてご意見をいただくほか、国保運営協議会における識見者として、国保の運営にも忌憚のないご意見をいただいております。

また、保健事業では、国保や後期の特定健診、骨粗しょう症健診、インフルエンザや肺炎球菌ワクチン接種事業を村が委託し、疾病予防の面からも村民の健康維持に重要な役割を担っていただいております。今後も引き続き連携強化を図ってまいります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、かなり時間もありますので、論議をさせていただきたいと思っておりますが、再質問をいたします。

聞いていますと、1年経過しますけども、なんら進んでいる状況ではないと、こういう簡単な答弁ではないのかなというふうに思っております。

それで、私自体も考えますし、住民の声として、以前からこの問題については、たまたま昨年の1年前、議会に出ましたけども、その時点でも、前からいろいろ意見があったところです。

それで、率直に申し上げまして、中札内の医療体制は本当にこれでいいのかということが本当に住民の声です。

恐らく先生一人、常勤体制ですよ。

今、1カ月のうちに1週間代わりの先生が来ている間は先生は休まれているという、いわゆる変則二人体制。

俗に言う常勤は一人ということですが、そういう意味では、去年、1年前にも経過があったとおり、先生自身も大変苦勞がなされている状況でないのかなと、こういうふうに私は推測をいたします。

それで住民の声としては、一人体制になりますと、当然夜間診療、あるいは土曜日・日曜日往診等が常識的に言って無理な状態がずっと続いている。

過去においては、私の記憶ですけれども、そういうものも多少対応していたのかなというふうに私は考えておまして、先生もかなり高齢化にもなったということで、そういうような状況が続いていると。

このことを先生に無理言っても、体制上一人ですから、当然無理な話だというふうに思います。

もう一つは、若い人たちはあまりそういう身になったことがないから、あまり緊急に思っていないのでしょうけども、それぞれ夫婦、あるいはまた、家族の中にいる中の高齢者の一人ということであれば、これも何かの事態のときは、それぞれ帯広もありということでそこに走ればいいわということなのですが、私が強く、この辺多くの人から聞くのは、高齢者社会、かなり増えていくことによって、最終的には独居老人世帯というのかな、それに近いような世帯もだんだん多くなってきているのですよね。

そういう人から見ると、本当に24時間生活していて、本当に血圧がグッと上がってくる、ほかの病気にもなってきたり心臓がドキドキしてくるということになると本当にどうしたらいいのだろうという声を聞いております。

それで、みんなが考えるところについては、そういうときは救急車に乗って帯広等々に行けば治るのではないかということなのですが、そういう人たちは帯広行くと、いやいや40分ぐらいかかるのですか。

それぞれの症状によって違いますけれども、やっぱりそういうことでは安心して一人に住めないという声が、非常に不安だという声が非常に多く聞くのですね。

ですから、これからだんだん高齢化、いわゆる在宅医療、在宅介護ということで時代に入ってきますけども、こういう状態では、私代表して質問しているのですけども、本当に多くの声を聞いておりますし、村長自体どの辺、もういろいろ住民と、そういう方と話していると思うのですが、そういう声がないのかどうか。

私は不思議に思います。

そういった状況から、昨年、1年前もそうなのですが、非常に、更別では乳幼児健診やる医者がいるということで、乳幼児診断にも来ておられるのかな。

そんな関係もあってでしょうけども、ほとんど乳幼児の方については更別の病院に行っている。

これは当然そういうことになりますよね。

それ以外の方については、大正クリニックにも結構行っているようです。

そうすると、必ず中札内の方が隣に座っているという話を多く聞きます。

はたしてこれ、中札内の病院にはそれぞれどれぐらい人行っているのでしょうかねという声が多かったです。

昔あまりこういう話が聞かないときは結構二人体制でもあったときは、診療所の方については結構患者さんがいたと思うのですが、今言ったような状況の中で、今の現況、詳しくは私は持っていませんけども、恐らく昔から見ると半減しているのではないかというふうに、回りの人もおっしゃっていますし、私もそういうことを思います。

それで、先日、中学生の模擬議会もありまして、本当に率直な話、中学3年生の子から、中札内診療所、診察に行っている人が非常に少ないけども、どうしてでしょうかと。

こういう質問ありましたよね。

やはりそこまで浸透しているのですね。

答弁として、課長が答弁したのですが、いろいろ病気も高度化になっていろんなあれがありますので、それぞれの個々の思いで帯広だとか違うところ行っているののうちが少なくなっただけで、ごく当たり前の話なのですが、なぜそういうことで本村の診療所については受診率がどうか、行く人が少ないのかなと。

そういう声が、今まで述べたようなことが非常に多いものですから、今回私は改めて一般質問で取り上げたと、こういうこととさせていただきます。

そういう観点に立って、とりあえず医師2名体制と後継医師の確保の関係ですが、引き続き現行体制を維持するということは、変則2名ですよ、常勤1名、先ほども申し上げた1週間先生が休んでいる間、交代の先生がいると。

そのことを維持していくよと。

さらには、医師確保については、水面下で可能性を探しているものの、進展に至っていませんということですから、なんら変わっていないということですよ。

そこら辺も含めて、とりあえず総合計画、冒頭質問したように、総合計画では、診療所医師2名の堅持ということで、村民みんなが論議した中で、そういう最低でも2名が必要だということなのですが、そこら辺も含めてどういうふうに捉えて、逼迫した私は状況でないのかなというふうに思うのですけども、1年経ってもなんら進展はないと、こういうことでは中札内医療としてはどうなのかなということが住民からも出ますし、私も考えるところですけども、まず、そこら辺について答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） まず、いわゆる皆さんの心配どう受け止めているかということですが、従来から夜間の問題、あるいは日曜ですか、こういったことは来られてからほぼやられていないのかなという認識をしております、そういう方針、核心のところは私は直接聞いておりませんのでちょっと申し上げられません。

ただ、皆さんが高齢者になって、夜中も含めてそういった心配があるということは聞いておりますし、救急車とのすみ分けといいたまいますか、随分救急車の利用が上がっているということからすれば、結果として、そちらの方にいっているのかなというのが、数字は取っていませんけども、思われます。

ですから、実態としてわかっていないということではないということが一つあります。

2名体制の変則については、戻りますと、ちょっと山本医師いらしたときに、急きょ亡くなられて、そういう約束のもとに、私たちの方ではなくて先生が直接そういったお話の中で体制取られているものですから、村として入っていないこともちょっと、今ご意見聞いていて、緊急対応、先生の方でしたものですから、前の形かなというところが今の形に落ち着いているというところはちょっともう一度話する必要があるのかなというふうには考えていまして意見を聞いていました。

ただ、来られる先生も高齢ということも含めて、なかなか替えるとかどうだとかという話にはちょっとすぐいれないことが一つあるのかなというようなこんな気がします。

その部分についてはまだ、ちょっと先生とお話をしていませんので、こうするああするという話にはならないかなというふうに思っています。

昨年、質問受けてから、何もやっていないのでないかというのは結果として何もやっていないふうには見えておりますけども、前にも申し上げましたように、村の医療のこの形というのは非常に、そういった意味では村が主導的に先生を直営であればこういう体制にしたいということで、その条件面の話をすればいいことなのですが、条件面の話は先生の方から何も来ていない状況で、何回も繰り返になりますけども、緩やかに交代ができることが一番いいなことには合意達しているものですから、ではその情報が、どこどこに頼んで、いついつまでに来てもらうということであれば、もう少しテンポが速くて、こういう医師とこうやりましたということも可能なのかもしれませんが、そこへはいつ

ていないというか、そういう状況がまだ生まれていないというか、それで前にも申し上げたように、それぞれ情報、網を張って、こういう先生がいてこういう希望があるというときにお会いするようなセットをしながら、そして、当然辞めて代わるということではなくて、先生の考え方は、一定期間一緒にやりながら、中札内診療所のいわゆる継承してきたものも、あるいは地域医療についても、これはちょっと医療なのでいろいろあると思いますが、そういうことでやるのが一番いいなということで、先ほどの2名体制もそういった形が本来の形だと私も思っているのですね。

なかなかそうは言いながら、この規模の経営ということも何かあるようですし、前にも森田議員の質問を受けたときに、更別方式の先生とも、別に別れたわけではなくて、たまたまその時点で合意に達しないというふうに私は思っていますし、その本部の方にもそういうことで、どの時点かはっきりしませんけど、またそういう話ができる状況でつなげていきます。

情報によると研修もされているというこんなこともあるものですから、そういった非常に今日で明日という形にならないことで大変皆さんに心配かけているかもしれませんが、ここはそういったことである程度ご理解をいただきながら、うまい切り替えにしたいというのが本音でございますので、1年そういったことで逼迫していることも前のときに申し上げましたように、あるのですが、そういった横には道を持ちながら、形態を変えるまでするかどうかということももう相当大的な論議、例えば、直営的なことに戻すとなれば相当大的な論議を、村内あるいは議会の中でやらなければならない話なものですから、その辺の、ちょっと弁解に聞こえるかもしれませんが、デリケートな中で探しているということもかたやご理解をいただきたいと思いますし、皆さんの心配ということも捉えているということも申し上げたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ちょっと時間が経ちましたので、暫時休憩をして、20分から始めたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（高橋和雄君） 皆さんがお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

一般質問を続けさせていただきます。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは続けさせていただきます。

先ほど村長から何点かについて答弁があったところです。

それで、鈴木先生ですけども、冒頭言ったように、1年あるいは2年、そのことが3年になるかちょっとわからないのですが、そのときから、自分としては後継に道を譲りたいと、こういうことで来ているわけですから、そういう気持ちでやはり経過しているということは、先生に対しても失礼ですし、村として先生からの情報云々ということありますけども、やはり確保するのは村長自ら、あるいはまた、村独自にそういった医師を探すということが必要でないかと思うのです。

それで村長として、ちょっと具体的に触れてきましたけども、医療の形ということで、

更別の直営の話も出ました。

私もいろいろ検討していく中で、そういう方法になるなということもあれなのですが、今の診療の部分で委託をしている条例になっているのですが、はたしてそういうことでいけるのか。

もしいかなければ、村長が言われる直営の形も当然出てくるのだろうと思うのですよ。

以前はかなりお金もかかるということで、直営から委託にした経過も私もわかっていますけども、だんだん時代が変わってきまして、先ほども申しあげました在宅医療、在宅介護の時代になってくると、やっぱりその辺の展開をするためには、直営にしていかななくてはできないということになれば、先ほど村長からも出ましたように、議会もということですから、当然議会もその中に入ってどういう形がいいのかということも真剣になって検討していかなければ、先ほど申しあげた住民の気持ちというのは解消されないというふうに思うのです。

これやっぱり健康で安心安全ということは、やっぱり村行政の私は基本だと思うのです。村長の基本理念にも出ているように。

やはりほかの行政もいろいろありますけども、こちら辺が非常に中札内として低迷しているというのか、やはり真剣に医療の充実について私は考えていくことなのかなというふうに思います。

それで、更別の例も出ましたから、時間もかなりありますからちょっとお話ししますが、更別診療所については、直営ですよ。

委託の方を北海道家庭医療学センターというところに委託をしているのですよ。

それで以前、更別村も中札内と同じようなことで医者が足りないどうのこうのとなったときに、当時のリーダーについては福祉村構想というのかな、併せて自分でアンテナを上げて、その先生を探していたという経過で、やっぱりそういう集まりのときに結構出たのでないでしょうか。

そのときに、いわゆる家庭医療ですか、俗に言う家庭医を目指している北海道家庭医学センターとの関わり合いの知っている先生がいて、更別もそういう構想があるとすれば、医療学センターも田舎のそういった地域住民の地域医療のためにやろうということでやって、その結果がやっぱり今の更別村の国保診療所になっているのだと思うのですよ。

現在、常勤の医師3名ですよ。

研修医が1名ということで、絶えず勉強する研修医もいますから、行ったり来たりということで、大体4名体制で実施しているということです。

それで、家庭医療というのは、家庭医というのはどうなのかなというふうに私もちょっと調べてみました。

家庭医としては、いわゆる生活習慣病や認知症、鬱などよくある病人を診察し、必要に応じて、病院で治療できることはするけれども、併せて、それぞれ、帯広が主だと思われていますが、専門医につないでいこうということで、それぞれ子どもから高齢者まで幅広く対象にして、検診や健康教育、あるいはまた、地域の予防医療にも取り組むというそういうことなのだそうです。

それで、道内にも医科大学、旭川、北大、札幌とありますけども、そういう学生、それぞれ120名が毎年卒業しているようですけども、その中にもぜひそういう地域医療に私は関わりたいという生徒が結構今いるようなのです。

それで、全国のそういう医大あたりでも多いと。

そういう状況なものですから、北海道家庭医学センターということで、本部は室蘭に今もあるわけですが、そこで道内の町村も何箇所か提携してやっていることですね。

やはりそのためには、各自治体の福祉介護のそういった構想をもって、そういう医学センターとの関わり合いをつくれば、中にきっと訴えるものがあるわけで、それでは中札内医療のためにひとつ努力するかということがあるわけで、単なる医者1名2名、ぜひ来てくれといってもなかなかその辺は難しいようですよね。

それともう一つは、昨年、総務厚生常任委員会で足寄町、士幌町を所管事務調査させていただきました。

その中にも、足寄町はそれらの町長の公約と、そして国保病院の院長とが、足寄町が目指すものに感動されて、ぜひ私が行ってみたいということで、現在、国保病院もインターネットでいろいろ調べますと、4名の常勤の医者がいるのかな。

各科目ごとにずっと派遣、医者が揃ってしまして、充実した病院になっているのですが、そういった周りの町村を当然勉強しているというふうに思うのですが、そこについて、医者を求めるにあたって、各首長さん、うちの村長も同じ枠の中におられるわけですから十分聞いていると思うのですがね。

そういったことも含めて、村長自身どういうふうにもっと具体的に捉えておられるのかなというふうに思いますので、もっと詳しく答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 大変長い質問だったのですが、中札内の診療体制を更別みたいな体制にしたらかどうかという質問でよろしいですか。

そのことについて答弁願います。

田村村長。

○村長（田村光義君） 聞かれている意味がちょっとよくわかりません。結論から言うと。

ほかの例を出されて、それに対してコメントを私がするのかなと思いながら聞いていました。

ちょっと何もやっていないかのように思われたら困るので、少しちょっと更別の話させていただきますと、理事長さんも来ていただきました。

院長さんも来ていただきました。

中身の説明も全部受けました。

更別にあって中札内にあってどうでしょうかという率直な質問もさせていただきました。

だから、申しわけないですけど、かなり詳しく知っているつもりですし、コンタクトも先ほど言いましたように、私はちょっと日程で行けませんでしたけども、副村長が行って、その情報収集もしておりますから、切れていませんよということも申し上げました。

更別がやっておられることも素晴らしいという認識もされているので、この一般質問の中で、その評価のやり取りが必要なかどうか。

それと、他のところは手は挙げていないということは、それぞれが刺さっているところは、いろいろの系統でされています。

特定の病院と系列されているところもありますし、そういう医者の斡旋をしているところの話も聞いています。

ただ、今、もう一步突っ込む段階ではありませんので、あくまで、大変苦勞がされているし、そういうところのお医者さんがただ来てなかなかその後のトラブルが多いよとい

う話などなどは聞いています。

ただ具体的に、先ほども答弁させていただいたように、お願いに行ってませんから、それ以上のことはありませんけども、それなりに置かれている環境、それぞれの事情、抱えている診療所の形態、病院の形態、あるいは診療科目含めて、いろいろプラス十勝圏の広域の中では、厚生病院との連携、助成をすることで今広がっていますから、その連携などなど、情報として知らないという意味ではありませんし、ちょっと質問の趣旨がわかりませんから、そういうことは情報として私として入れていますよということだけ答弁させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） あれこれちょっと、わからない、いろいろ言いましたので、質問の焦点がずれたのかなというふうに思いますけども、だんだん、詳しくいくと、村長の気持ちもわかってきているのですが、それで、前に戻りますけども、1年経つけども全然進行していないということなので、今も話出ました、私としては、更別のケース、そういった家庭医を積極的に鈴木先生から情報を待つのでなくて、村長自ら行動すべきだと思うのです。

そして、直営の形も話出ましたから、そんなことも議会と相談しながらやっていくとか、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 例えばのケースで申し上げましたので、今選択もしておりませんし、片や相手もあることですから、それは今明確にお答えすることはできませんし、言いましたように、形態変えるということは、いわゆる辞めますということですから、そんな簡単な、これまでの貢献含めて、そんなことは私としては、話がどんどん進んでいって、それがいいなということであればそういう選択も場合によってはあるかもしれません。

ただ、私として、今、こういうふうにします、こう申し上げますということは一切ちょっと考えておりません。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 現在の鈴木医師の関係ですけども、私が想像するのは、後継者に道を譲りたいとして、1年前かな、そういう答弁内容なっていますよね。

しかも、それから1年経っているということですから、だから鈴木先生からの情報待つて云々ということなので、なかなか事態が解決されていないのではないのかなと思いますので、先生からの情報もいいのですけども、別に村長として自ら、私も発言したようなことも含めて、自ら新たなそういう行動に出るといふその辺はいかがなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 期限を鈴木先生とは切っておりません。

しかるべきときに来るだろうというぐらいなので、1年経ったからどう、2年経ったからどうということではありませんし、先生の方からの情報よりも、我が方からの情報で、情報提供して判断をしながら、前にも言ったようなことを、先生の方からは直接あったことはありません。

先生の方で情報いただけるということは、ある程度合意に達して、村にそれらの提案があればかなり幅広いスタンスで受けたいなと思っていますから、ただ、先ほども言いましたように、今日で明日という状況とちょっと違うデリケートなところがあって、医者その確保のあれについては、お願いするとその先生とうまくいかないときのこともやっぱり、

人を介してやることですから、失礼もあってはならないというこういうこともあるものですから、緩やかに待っているということで、ご意見のあるところはちょっとスピード感ない、緊急だぞというところはできないところも、先ほどから申し上げておりますので。

毎年このお話は先生としておりますから、私が直接か、副村長が行って、その情報、どうでしょうかとか、情報交換については常に、1年に1回という意味ではなくて、顔を見たときにやっておりますので、できれば、言ったような緩やかな、こちらに、先生ともうまくいって、そういった医師が見つけたいなというふうに思っていますけども、お願いするとだめだった場合のことも考えながらやっておりますので、必ずしも積極的にという意味は、そこに食い違いがあるかなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 先生と期限があるわけではないということで、過去、去年から1年経ったのですか。

その前からもそういうような話を聞きますから。

昨日今日ではなくて、もう1年2年も前からですよ。

先生の気持ちとしては、後継者の選任について責任を感じておられて、いわゆる引き継ぐことは認識されているということですから。

その程度の問題、私直接先生と会っていないからわからないのですけども、そろそろ鈴木先生もそういうことを感じながら、かなり高齢にもなったということで変則2名体制になっているのですけども、そこはそことして、私としては、ぜひ村長自ら別な形で私は探すべきでないのかなというふうに、その辺を率直に感じるのですけども、その辺も含めてどうなのですかね。

再確認しますけども。

○議長（高橋和雄君） 同じ答弁にしかならないと思うのですけれども。

それでもよろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 同じ答弁ということになると、何年かかっても先生とのつながりをしながら、また探すよということですね。

そしたら、これ執行の関係ですから話しますけども、村長もそれぞれ3期目ということで、来年の6月までなのですか、任期がね。

この医療というのは1日も空白空けませんから、任期中までのいわゆる目鼻というのかな、その辺は現村長として、どういうふうな目鼻を持っておられるのかお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 具体的な今、案件を持っているものではありませんので、質問の趣旨もよくわからないのですけども、期限がそこだからどう思っているかと言われても、こうしますというものがなければ、話し合いは何回もしますし、ご意見としてあったそういう心配も先生に伝えながら、その努力は怠らないでやりたいということしか、今現段階では申し上げられないというふうに考えています。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そしたら特に、そのまま続行していくということで変わりはないということなのかな。

だというふうに思うのです。

答弁いただいたように、1年経っても全然進展がないということですから、残り村長の任期も、6月ですから半年間ですか。

私はそういうふうに期待をしている一人なのですけども、このままの状態が続いていくのかなというふうに私はちょっと推測するので、非常に残念なことだというふうに私は思います。

それで、次の医療を中心とした介護・保健・福祉の連携ということで、細々答弁がありました。

答弁の内容を聞いていますと、いろいろこれもあれもやっていますということで、各先生については、委員をやらせてもらっているよというこんなことなのですけども、それで、国は2025年を見据えた中で、介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで暮らすことができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に提供されるいわゆる地域包括ケアシステムの構築を目指しておりまして、2025年までに一定の形が完成されるということになっておりまして、それまでの間に、それぞれ関わるいろいろな法整備、あるいは体制づくりを進めていくと、こういうことなのです。

それで、あえて見てみますと、私はそういうことで、他の町村も重要視しておりまして、医療を中心としてということで、それぞれの医療システムということで、各町村によってはいろいろ違いますけれども、いろいろ高齢者住宅、あるいは訪問系通所サービス、グループホーム、介護型施設サービスということで、各町村いろんなことがありますけども、その中に医療というものがあって、当然、今言ったような形も医療を中心としてそういった連携強化が必要ですよという、他の自治体を見ますと、そういうような表現の仕方が多いのですが、何か私もこだわっているわけなのですけども、そうすると医療を中心としてということではないと。

またここも医療ではないよ、全体だよということではっきりしないのですけども、その辺の介護・保健・福祉の連携ということで国も進めているということなのですけども、そういうこともあるものですから、当然医療についても関わるべきだという、直接ですね、きめの細かい医療、あるいは各施設との連携、そして病院として通院・入院、医療の提供が必要ではないのかなというそういうことを言いたいわけなのですけども、医療を中心ということではないということであえて答弁されたのはどういう根拠で言っておられるのかなと思いますので、ちょっと答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 随分深い意味で取られたのですけど、それぞれの分野がやるということで、黒田議員は医療をということなのですけども、それぞれが、聞かれたように、持ち分、介護の分野等々でやるという意味で、ここがあれだからというそういう答弁の意味で深い意味はないと言ったら変ですけど、医療を中心にしますよという整理もまだつけているわけではありませんし、それは、他のところはそういうところが強調されているのかもしれないけれども、我が村においては、それぞれの分野でやりましょうということで今押さえていると、こういうことでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 特にないということですから、あえて答弁する必要もないというふうに思うのですけれどもね。

それで、なんで地域包括ケアシステムの構築ということで私が言っているのかというのは、当然そういう医療との関わり合いが深いから取り上げているのですけどもね。

そういった福祉のいろんな施設ありますよね。

そうすると、当然医療が各施設とも絡んできますから、今の医師体制一人では全然やはりこれからの在宅医療、在宅介護についても含めて対応できないのではないかということを含めて、2点目として質問させていただいているのです。

ぜひ、そこら辺については制度として国もいろんな形でケアシステムの構築に向けてすでに進んできておまして、足寄においてはいろんな施設ができて、やっぱりこのシステム管理に向かってもどんどん進んでいる。

あるいはまた、更別においても、家庭医としてこういうものについてはやっていこうということでもどんどん進んでいくと。

本村についてはどこまで進んでいるかちょっと私は把握していませんけども、そういう制度に向かって、私はやっていくべきかなというふうに思いますし、そんな重要性もあって、9月の5日の日ですか、十勝町村会の十勝町村セミナーが十勝川温泉で、各首長、あるいはまた、自治体職員らが参加する中で実施されたという、こんな勝毎に出ていますよね。

それで、地域包括ケアについては非常に重要であるということで、諏訪病院の医師も講演しておまして、その辺についても村長として十分に把握していることかなというふうに思いますので、それらも含めて、医師確保対策、基本的に今日は解決されませんでしたけども、ぜひ、任期6月までですけども、そういう方向に一步でも進むように、ぜひ頑張ってもらいたいことをお願いをしたいというふうに思いますので、最後、村長から一言いただいで、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 十勝川の会議は、私の取り方としては、それぞれがやるのはなかなか大変だろうと。

いわゆる十勝一本ではなくて、まずその広域を一つの、提案ですね、その講師の先生の提案は、それぞれがやるということはなかなか無理があるだろうというような提案で、十勝としてそのことを少し紐解いて検討していったらどうかというまとめだったと思いますので、当然としてうちも、先ほどから医療の問題、必ずしも、どういうことがあるかは別として、満足できる単体でやっていくということは非常に難しい面もあるということは理解していますので、そこには積極的に関わっていくとか、どういう形で進むかちょっとわかりませんが、町村会としては、それがいいのではないかとこのパワーアップした段階でこの後またいろんな論議がされるというふうに思っていますので、積極的にやっていきたいというふうに思いますし、置かれている状況、戻りますけど、また先生とも率直にこの議会の場でこういった意見も出て、今の2025年までの話はこれからそれぞれ担当課、下から、途中まではやっていると思いますが、委員会等も当然意見をいただきながらということですので、私が先んじてどうこうということにはちょっとならない面もありますけども、ただ言わんとしていることがわからないという意味ではありませんので、十分理解しながら、確保については、そういった今後のことも含めて、そういった方が見つかるのが一番ベストだと思いますが、ただ、お約束できないのは先ほどから申し上げていることですけども、できる努力はしたいということで答弁終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） それでは、これで黒田議員の一般質問を終わりたいと思います。

次に、4番目、2番森田議員の一般質問に移らせていただきます。

森田議員、お願いします。

○2番（森田匡彦君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きく二つの項目について質問いたします。

まず一つ目についてです。

生き抜く力の育成と学力向上への取組みということで質問させていただきます。

全国学力・学習状況調査をもとに行われたお茶の水女子大学の研究によると、保護者の年収と子どもの学力には明確な相関関係が示されています。

年収が増えるごとに正答率は上がり、年収200万円未満世帯と年収1,200万円から1,500万円未満世帯の正答率には、実に20ポイントもの差が生じています。

また、OECDの国際学力テストPISAの最新結果が過日公表されたところですが、近年、日本は学力中位層と上位層が減るとともに、学力下位層は増える傾向が続いています。

保護者の年収と学力の相関関係を踏まえると、拡大しつつある経済格差が子どもの教育環境に深刻な影を落としているものと推察されます。

塾などの学校外教育投資の面で生じる差も一つの側面ではありますが、最大の要因は保護者が子どもの教育に向き合うゆとりを持ってなくなりつつある点にあると考えます。

景気低迷による可処分所得の減少と労働者の4割を占めつつある非正規雇用の増大は負のスパイラルを描き、専業主婦のいる家庭が減り続けて共働きの家庭が1,000万世帯を大きく上回る現状からは、物理的にも精神的にも子どもの学習環境を整えることへの余裕を失いつつある保護者の姿が垣間見えます。

しかし、この問題は出口の見えないトンネルではないと私は考えております。

前述したお茶の水女子大学の調査では、年収と学力の相関関係を示す一方で、「親が言わなくても子どもは自分から勉強する」家庭では年収とは無関係に学力が高いとの結果も出ています。

勉強を習慣化させることの重要性を端的に示すものであり、地道に努力する継続力とそれにより育まれる自尊感情は、社会をたくましく生き抜く上で必要不可欠な力にほかなりません。

景気の回復、雇用環境の改善、教育の個人負担の軽減などの社会経済背景の改善については、地方行政ができることは限られています。

しかし、勉強の習慣化、この一点に絞るのであれば多様なアプローチが可能であり、特に子どもたちの放課後などを有意義なものとするためには、教育委員会のみならず、組織横断的な視点が今後ますます重要となります。

平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を策定した国も、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進に向けて、このような取組みを積極的に支援する姿勢を打ち出しております。追い風が吹いている状況です。

以上の観点から、本村の子どもたちの学力の現状と生き抜く力の育成強化へいかに取り組むかについて、次の点に関する所見を伺います。

- 1、2016年度全国学力・学習状況調査の結果について。本村の結果についてということ。
- 2、確かな学力の育成の現状と、一層の学力向上に向けた今後の方向性。
- 3、放課後児童クラブでの学習支援の強化もしくは放課後子ども教室の開設など、学習習慣定着に向けて新たに取組むこと。
- 4、外部人材を活用した土曜日の教育支援活動を実施すること。

5、地方創生の柱であると私は考えておりますが、教育の充実を推進するため、一貫的かつ包括的に子育てを支援するための新部局構築を検討することについて。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） それでは、答弁をいただいております。お昼にしたいと思っております。

教育長、お願いします。

○教育長（上松丈夫君） 生き抜く力の育成と学力向上への取組みについてであります。16年度全国学力・学習状況調査の結果について、数値は公表していませんので、言葉で表しますと、中札内村では小学校、中学校ともすべての科目で全国平均を上回っており、北海道内でも上位に位置しているのではないかと見ています。

学力・体力向上サポート委員会で分析と公表内容の検討を行っているところで、1月下旬には結果の概要をわかりやすく公表する準備をしているところであります。

確かな学力の育成の現状と、一層の学力向上に向けた今後の方向性については、これまで、確かな学力向上のため、家庭・学校・教育委員会が連携して、さまざまな取組みを行ってきました。

近年では、更別村と連携した指導主事の共同設置、組織的な学校運営、各学校への支援員の配置、教職員の研修機会の増加、継続した授業改善、学力・体力向上サポート委員会の設置、共育の日事業、PTA活動の高まり、家庭学習定着化の取組み、学校施設・設備の整備などを取組んでおり、成果を上げていると実感しているところであります。

今後、これらの成果があると感じている取組みを継続するとともに、共育の日事業についてはコミュニティ・スクールに発展的に移行し、地域の皆さんに支援していただきながら、さらに子どもたちの学力向上や生き抜く力を育てていきたいと考えています。

また、平成30年度からの道徳の教科化や平成32年度からの英語教育改革に対応できるよう、取組みを始めようとしているところであります。

放課後児童クラブでの学習支援の強化もしくは放課後子ども教室の開設など、学習習慣定着に向けて新たに取組むことについては、放課後児童クラブの設置目的は、保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができない児童に対し、生活指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

国からは、全国で約30万人分の放課後児童クラブの新設、小学校の空き教室を活用した「一体型の放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の実施を目標達成のための方策として示されていますが、本村の放課後児童クラブにおいては、子どもたちが自らの判断で行う「小学校の宿題」「予習・復習」「読書」の時間が定着しており、これまでと方法を大きく変えることなく、自主性を大切にしたいという思いがあります。

ご質問の、放課後子ども教室は、コミュニティ・スクールの事業として、学校を使ってボランティアの支援で実施している自治体もありますので、本村でも、学習支援の強化のため、保護者や学校、関係機関のご意見を聴きながら検討したいと考えています。

外部人材を活用した土曜日の教育支援活動を実施することについては、土曜授業として実施している事例があります。

学校教育で土曜日に授業を行うことについては、保護者の中でも意見が分かれるところでもありますので、まず、コミュニティ・スクールを導入し、平成32年度からの外国語教育改革なども見据えて、時間をかけて検討、論議していく必要があると考えております。

地方創生の柱である教育の充実を推進するため、一貫的かつ包括的に子育てを支援するための新部局構築の検討については、子育て支援を包括的に組織することで、効果が発揮

できる可能性はありますが、教育が入ることについては他部局、機関との新たな連携が必要となり、そのための会議等の時間と労力が必要になってくることなど、小規模自治体では、組織を細分化することが非効率、高コストになることが懸念されます。

本村では、これまで簡素で効率的な行政運営を行うための機構改革を行ってきており、子育てを支援する課等を設置する必要があるとは思っていません。

○議長（高橋和雄君） この後の質問は午後の部からお願いをしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

1時から再開をさせていただきます。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きたいと思います。

一般質問を続けさせていただきます。

4番目の森田議員の再質問から始めさせていただきます。

森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、先ほどいただいた答弁をもとに、引き続き再質問を続けさせていただきます。

答弁の中で、学力調査、小学校・中学校ともに全国平均を上回っていると。

そして北海道内でも上位に位置しているということなのですけれども、非公式の情報では、本当に全国トップレベル、秋田県、福井県の成長率をも上回っているというような話も、実は非公式に私の耳にも聞こえているのですけれども、やはりそこまで具体的に言うことというのは難しいのでしょうか。

その辺についての確認です。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 学力の公表については、いろんな論議がある中で、数値については公表しないと。

道教委はしてほしいという意向はあるのですが、各市町村段階においてはかなり温度差があるものだから、それを出すことによって、競争意識が高まるとかそういう心配があつてなかなか出ていないのですね。

それで、今回十勝においてもまだ公表されていません。全く。

だから、それぞれの町で、傾向だとか数値は出ているのですが、それについては、今の段階ではっきりとどうですということは言えないけれども、我々仕事していますから、どのレベルにあるのかなということは絶えずいろんな情報、裏情報といったら申しわけないけれども、入れながら、それぞれの市町村には全部聞き取れません。

やっぱり全然出さないところもありますから。

そんなところで、そういう中でもっているときに、やっぱり、半分以上かな、ちょっと比較してみると、かなりトップレベルに高いと、管内ではですね。

そういうことが位置付けられていると。

もう一つ裏付けられるのは、北海道の調査部がありまして、学力テストに対する報告書というのがあるのですが、各管内一つずつその実践事例を出すのですが、十勝では中札内が一つだけ選ばれて、そういう効果もあるという形で発表されて、これは公にな

っていますから発表してもいいと思うのですが、そんな傾向でありますので、森田議員が指摘のように、数値的にどうだと、今の時点ではっきりと比較して1番だとか2番だとかはちょっと言えません。

ただ、私の感想としては、いろんなところと比較しながら、上にいるだろうなというふうに自覚しているところであります。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 現段階ではなかなか公表が難しいということで理解をしました。

ただ、非常に高いレベルにあるだろうという観測は非常によく伝わって、教育委員会をはじめ、教育関係、子育て関係の方々のご努力が本当に実を結んで今の結果になっているのだというふうに受け止めております。

その中で、特に私気になるのは、全体として見ると非常に高いレベルになると。

ただ、今本当に、最初の質問のときにも触れたのですけれども、学力の二極化というのが今広がっていると。

中札内についてはこのような課題は見受けられないのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 定かでないのですが、3年4年ぐらい前は、うちの村も二極化でした。

頑張る子は頑張る子で山があって、その下ちょっと中間なくて、後ろにまたちょっとした山があると。

今回の、今年の16年度の結果見ると、その小さい山がほとんど前の方に来ている状況ですね。

だから、教育委員会としては、まず、何年か前のこの山を何とかしなければという取組みをしたのですね。

そしたら各学校の努力だとか、それから、指摘されている家庭学習、宿題の徹底だとか、そういうことをしながら、それから放課後残して学習するとか、そんなことを繰り返し繰り返し日常的な教育活動を展開する中で、その山が本当に右の方に寄って来て、今二極化はありません。

特にまた別な言い方すると、中学校の国語のBでは、31人中8人が満点なのですよ。

そういう状況もあるので。

それにほかの子どもたちも近づいて、山が前の方に来ていると。

だから、中札内としては、小学校もそうですけども、非常に高いレベルで今年はあるなということが言えると思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ちょっとその二極化が本村については見られないというのは、ちょっと正直そこまで良い結果になっているとは私も想像していなかったもので、今後ちょっと追及する手が少し緩んでしまうような感じがするのですが、二極化あるものだと思うので想定して質問ちょっと考えてきたものですから。

本当に素晴らしいことですね。

実は先日、中学校で村民参観日というのがあって、私、保護者として行ったのですが、本当に子どもたちの挨拶が素晴らしかったのですね。

誰とあっても元気にこんにちほと言えるあの姿勢を見て、非常に、いわゆる日々の生活習慣も非常に高いレベルになっている。

だからこそ学力も上がっているのだらうなということのを改めて私も再認識したのですけれども、とは言え、これについては、今の学校の教員の方々ももしかしたら素晴らしいのかもしれないです。

これも持続的にやっぱり、教育長も以前からそのような話されていますので、当然考えを持たれていると思うのですけれども、やはり、その都度その都度、人事異動で浮き沈みができるだけ少なくする体制というのは必要だと考えております。

その中で、私、今回提案させていただきましたのが、放課後児童クラブでの学習支援であったり、子ども教室の開設であったりということなのですけれども、答弁では、放課後児童クラブ、学童保育というふうにも今短く言わせていただきますけれども、学童保育については自主性に任せてやりたいと。

私も実際、学童保育見させていただいたのですけれども、本当にきちんと子どもたち自ら宿題なんかやっている姿を見て安心したのですけれども、これもやっぱり浮き沈みがあってはいけないというか、やはり学童保育としてもしっかりその辺をフォローする。

もしくは学童保育で十分できないのであれば、やはり放課後子ども教室ということで、これは教育委員会の方が主導してやる。

いずれかの検討を、時間をかけるというよりは、早期に検討すべきではないかなというふうに考えているところなのですけれども、この辺具体的に年次目標とかそういったものを設定される何かの議題として挙がってきていますでしょうか。

コミュニティ・スクール、今、設置しようと思っ動き出していると思うのですけれども、これコミュニティ・スクールというのはあくまでも地域と学校が協同する一つの窓口というか、本当に入口の段階のシステムなのですね。

実際に地域の教育力活かすためには、やはりそのシステムプラス何か柱になるような事業が必要だと思うのですけれども、何かそういった学力向上に向けたその具体的なプランというのは、何か今持たれていますか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 正直具体的なプランありません。

そのものの考え方なのですけれども、先ほど、児童クラブはさっき目的が私述べたとおりでありますけれども、教室というのは、やっぱりどっちかといったら教育畑で教育委員会が担当するのですけれども、私が旭川の校長のときに、10年前ですけれども、旭川市教委と論議したことがあります。

そういうクラブ置きますか、あるいは教室にしますかという。

私は教室を選びました。

子どもたちが放課後、学校に残って、そして指導を受けるというか活動するという。

特に教育的な、宿題も含めた活動をするということをやりました。

ただ、それには私条件付けたのですけれども、やはり指導者が必要だと。

単なる一人担当がいれば良いという話ではないので、退職した校長を張り付けてもらいました。

そういうことで、もしやるとすれば、全体的な、人事も含めて、そういう構想の中で組み立てていかなければ、ただつくりました、適当に担当者を配置しましたでは済まない問題です。効果を上げるためには。

その辺まで論議していかないと、なかなか効果の上がる取組みにはなっていないというふうに思っていますので。

全くやらないということは、今否定する気はないのですけども、今のところ、子どもたちは忙しすぎます。はっきり言って。

ご存じのように、お子さんおられるからおわかりだと思うけども、学校でもって一生懸命取組んでいる状況だ。

放課後は中学校は部活動、それから少年団活動、小学校あります。

塾行っている子もいます。

そんなことで、24時間しかない時間の中で、子どもたちが忙しすぎるという今評価がありますね。

どうコンパクトにまとめながら、子どもたちの自主性を尊重しながら時間をつくっていくかということをお我々大人考えなければならないというふうに思っていますので。

今は精一杯だと思っています。

そういう中で、クラブを充実するという点には私も賛成ですから、そこをどうするかというのは今後の課題ではあるかと思います。

確かにそうだと思いますね。

そこら辺を吟味しながらも、やっぱり限られた時間の中で、子どもたちが自主的に、宿題を家に帰ってやるとか、それからクラブでやるとか、いろんな選択肢があると思うし、そんなことは子どもたちの自主性に任せながら、やっぱり私たちは、子どもたちの知・徳・体のバランスを考えた育成をしなければならないと。

知だけではないのですね。

だからやっぱりスポーツ少年団活動とか、子ども会だとか、そういう活動に子どもたちが地域に参加することによって、いろんな社会性だとかいろんなもの養えると思っていますから。

そういうことも総合的に物考えていかなければいけないのかなと。

知の部分だけ考えると、いろいろ取組み方はあるのですけども、限られた時間の中で、やっぱり大人はその辺のバランスも含めて考えてあげないと、子どもたちのいわゆる負担になっていくだろうと。

これが非常に難しいところですけども、我々はそこをしっかりと考えながら、知だけでない、徳、心の問題。

子どもたち、今は中学校も小学生も非常に心伸びています。

しかし課題は何かというと、うちの課題はないけど、コミュニケーション能力です。

ここをやっぱりうちの村の小学校も中学校も課題だと思っていますから、素直で礼儀正しくて、一生懸命さあるから素晴らしいと思うのですけども、その社会性というか、コミュニケーション能力をどう付けてやるかということが、いわゆる社会教育のやっている国際交流にしても、川越との交流にしても、一部分の子どもであるけども、そういう活動を通しながら、やっぱり子どもたちに力を付けていきたい。

知・徳・体のバランスをしっかりと考えた取組をやっぱりしていかなければならないというふうに思っているところです。

教員の人事の話来てますけども、いわゆる私が学力がこういう高くなってきたという一つの背景の一つですよ。

全部とは言いません。

やっぱり教員の人事です。

そういう子どもとしっかりと向き合える、授業がしっかりと組み立てられる、学級づくりが

しっかりできる、子どもの対応でもって、子ども悩みだとかそういうものに相談乗ってあげられるようなそういう形の先生を持ってきているつもりです。

何年もかかります、一遍に替えるわけにはいきませんので。

徐々に徐々にそういうことをしながら、いわゆる今の先生方の状態があります。

そんなことで、これは絶えず、先生方は6年経てば基本的に異動していきますし、管理職も代わってきますので、絶えずそういう意識の中で、そういう先生方をできるだけ配置していくということは継続してやっていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 先ほどの教育長の答弁で、知だけではだめだと。徳と体も大切だという。

私もまったくそのとおりだと思うのですが、しかし、ここで非常に難しいのが、徳と体、これを伸ばすというのは、なかなかいわゆる行政としてその部分を伸ばしていく。

それは伸ばす必要がないという意味ではなくて、取組みとしては非常に難しい取組みだというふうに私は認識しています。

私が今回、学力、学力というふうにしつこく言っているのは、実はこちらの調査の結果なので、学力と体力にはまず相関関係があると。

教育長は十分ご存じだと思うのですが、学力が高ければ体力も高いというような結果が出ているのですね。

なので、であれば、要するに、これはあれもこれも伸ばすというのは、正直言って欲張り過ぎると。

徳についても、当然社会教育的な面で伸ばしていく努力は行政として絶対に必要ですが、この部分は外側からやれることというのは非常に限られています。

これは本当に家庭であったり地域の方だったりの協力が必要なのですけれども、なので、我々としては、やはりここは学力、要するに学力を伸ばすためには地道な継続力、毎日の学習、宿題をやる、もしくは宿題プラスアルファの勉強を続ける。

この継続力を養うというこの1点に絞って取組むというのが結果的には体力の向上にもつながりますし、もしくは、本当に将来社会に出て大人になってから生き抜く力。

私、社会で生き抜く力で一番重要なのはこの継続力、苦しいことを最後までやり続けること、やり抜けることが一番重要だと思うのですね。

これが大人できないからこそ、生活習慣病というのが非常に蔓延していて、中札内村も非常に悪い状況にある結果になっているわけですから。

ここは僕は教育長と考え方が違って、いろんな総合的に伸ばすということは行政として言わなければいけないのですけれども、やはり中枢に絞ってやるべきは知の部分、学力の向上だと。

これが全てにおいて通じる、生活習慣から何から通じるというものだというふうに考えているのですね。

だから、私としてはしっかり学力に的を絞って取組みを充実させて、そこをどういう施策打つのかというのをしっかり検討していかなければいけないというふうに考えております。

それについて、ちょっとこれは考え方の違いなので答弁難しければ結構です。

それで、引き続き、質問をさせていただきます。

ただ、教育長、教員の人事で一生懸命努力されております。

それでも十分にいかない面は出てくるとは思うのですよね。

となると、やはりそこで重要になってくるのは、やはり放課後にどう子どもたちが過ごすのか。

きちんと学校で習ったことを咀嚼して自分の物にできるのかというのが重要になる。

だからこそ、放課後、学童保育であったり、放課後子ども教室みたいなシステムがやっぱり体制としては必要であろう、絶対に必要になってくると、今の社会情勢からすると、そのように考えております。

なので、拙速に進める必要はないと思うのですけれども、これはやるのだと、それを進めるのだというきちんと目標を掲げて、コミュニティ・スクールセットでやっていくべき事項ではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） ちょっと見解が違うかなというところが正直いってありますよね。

私はやっぱり総合力だというか、生き抜く力、国では生きる力と主に言っているのですけれども、これはやっぱり知・徳・体のバランスだと思います。

知の部分もちろん否定はしないし、そこ頑張っているのですけれども。

例えば、徳の部分をも上げて、この学力を上げるのに、子どもたちが学校に行きたいな、友だちと会いたいな、授業が楽しいな、こういうこの思いがやっぱり子どもたちの中に、心の中に芽生えて、学ぶ意欲につながっていくと思っているのですよ。

それが宿題をやるとか、そこに意志が働く、自主的な。

そこをやっぱり大事、これはやっぱり心の問題です。

森田議員が言うように、いわゆる持続力というか、継続力というのは私も同じように大事だと思いますよね。

そういうこと、だから、関連しているのです、みんな。

さっき相関関係にあると言いましたけれども、体もそうですね。

やっぱり朝食食べて来ない子は、やっぱり学校行ったら集中できませんものね、授業。

うちは、中札内の場合は100%朝食食べて来ます。

これは全国に比べても本当に高いです。

これは私は本当にありがたいと思っています。保護者の皆さん、それだけ努力されているな。

もちろんその中に働く子どもたちの意志がそこでしっかりと働いているからこそそういうことができると思うのですね。

大人がいくら言ったって子どもが言うこと聞かなければ、何の方向性も出ないわけでありませぬ。

その辺が学校と、それから子どもと、保護者が三位一体となって、同じ方向に向いて取り組むことこそがやっぱり大事だと思うのですね。

先ほど言ったように、確かに学力大事ですから、そこは今やっているのですけれども、やっぱり徳の部分も体の部分も一緒にやっていかないと、私は総合的なこの学力としての上がりはないというふうに思っていますね。

そんなことで、クラブのあり方は、ちょっと私の管轄と違うので、一概にやるやらないということはここで私は言えません。

ただやっぱり、そういうことが必要になってくれば、そこでまた、どんな形でやるかということ論議しながら進めていく必要はあるのかなと思います。

そのときの人員配置の問題もありますよね。

人です、どういう人をそこに、指導者なり担当者として配置するかという問題も出てくるかもしれません。

その辺の論議は、今後やっぱり必要に応じてはあるのかなと思っています。

先ほど言ったように、やっぱり子どもたちは忙しいですから、そういうところでちょっと心を緩めるという時間があってもいいのかな。

友だちと遊びの中でコミュニケーションを図る力を、社会性を培う力をそこでやるのもそのクラブの一つの目的ではあるのかなと思ったりしています。

何でもかんでもそこで学習学習、そこで追い詰めるということがいいかどうかというのは、ちょっとそれは今後論議いるところだと私は思っていますので、一概に今の段階でこうするああするということはなかなか言えないところです。

課題としては押さえたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 僕の言っている学力というのはあくまでも学校の授業が聞いていてわかって理解できるというような、基本的にはそこに持っているということをやっとまず理解いただきたいと思います。

というのは、私、いろんな、子育て世帯ですから、子どもを育てる親御さんとちょっと会話することもあるのですけれども、ある小学校低学年のお子さんをお持ちの、そこ、母子家庭のお母さんなのですが、お子さんが算数全然わかっていなかったということがわかった。

本当に可哀そうなことをしたというようなことをつぶやかれたのですね。

中学生でも、今受験生になっているお子さん、いろいろ今、受験生でやるテスト、定期的にあると思うのですけれども、数学のテストで、本当に四角1の括弧1ぐらいしかわからない。

5点10点しか取れていないというお子さんの様子を見るにつけ、そういう子たち、どんなつらい思いで学校に行っていたのだろう。

本当に僕、心から可哀そうなこととしていたのだろうなというふうに思うのですね。

だけど、すべてのお子さんを救済すべきなのですから、やはりそういった面では、どうしても子どもも忙しいですけど学校の先生も忙しいと思います。

なので、やはり学校でやっぱり見切れない面、そして、今、社会情勢的にもお母さん、お父さんも見切れない状況も出てきていると。

となると、やはりそこは行政がしっかり手を差し伸べる必要がある。

それで、先ほど、小学校低学年のお子さんの算数わからないに対して、これは地元の話です。

なので、そういったお子さんが一人でもいなくて、本当に学校、義務教育9年間、高校も含めると12年間ですか、やっぱり行って、授業がわかるというのは最低限、学校生活する上での、学校生活が楽しいと思える上での最低条件でないかなと思うのですよね。

100点取れなくてもいいのです。

ただ、わかって、6割以上は取れるとか、この辺がちょっと難しいところですけど、要するに勉強がわからなかったら学校楽しいということはないと思いますので、そうい

った今後、やっぱりそういった親御さんが学習状況見られなくなってくる世帯が増えていくだろうということは想像できますので、早め早めにやっぱりそういった準備を検討進めていくべきだということで、これは一応要望ということでお話をさせていただきます。

そして、これ、先ほど学童保育についてと放課後子ども教室ですか、それについてはちょっと管轄が違うということで、まだこれはお話は具体的には教育委員会と担当部局、保健福祉課の方ではされていないのですかね。

私、3月の議会で、学童保育の充実については実は提案させていただきました、そのときも、やるというまでの答弁ではなかったのですけれども、保健福祉課長の答弁で、いいものであれば採用に向けて研究したいという答弁いただいて、教育長からも、関係者がともに地域で子どもを育てる論議に努力したいということで答弁いただいています。

私、実はコミュニティ・スクール導入に向けて、この両者の話し合いというのは当然一度はされていて然るべき、3月の答弁を受けてですよ、されて然るべきだと思っているのですけれども、その状況というのはいかがだったのでしょうか。

一度でもそれをどうしようかという議論、俎上に載ったことがあったのでしょうか。

これは学童保育について質問したので、では、保健福祉課の方でしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 学童保育で新しい形を取り入れるのに研究していきたいというお答えを確かにさせていただいた記憶はあります。

その後、実際に、先ほど教育長の答弁でもありましたとおり、やっぱり子どもたちにとっては、その押しつけ押しつけがよろしくないなという感じも個人的には受けておりました、ただ、その形を学童に持っていくのはちょっといかがかなということでは考えていました。

学童では学習のほかにも、やはり上下関係ありますので、6年生が小さい子の面倒を見るとかって、そういう学校ではなかなかできない取組みもできているのかなというふうに認識しております。

コミュニティ・スクールの話ですけども、実を言いますと、委員会と私たちの部局の中では細かい話まではさせていただいていません。

この後、保育園ですとかそういった絡みもありますので、総合的に話は進めていきたいなというふうに考えています。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） コミュニティ・スクールの検討に当たりまして、福祉課との協議は行っておりません。

まず、どういう組織にするかというところをこれまで論議をしてきまして、緩やかに立ち上げて、徐々にやれることからやっというふうな姿勢でおりますので、これから、ではコミュニティ・スクールで具体的にどのような活動、取組みをやっていくかということは、今回、間もなく委嘱しようとするコミュニティ・スクールの委員の皆さんのご意見もいただいた上で、具体的なその活動計画なりをつくっていくということでございます。

その中には、先ほど教育長の最初の答弁にもありましたように、放課後子ども教室のようなことについても当然議論していつてみたいという課題の一つではあると思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ちょっと全然話し合い、これはもう保健福祉課からでも教育委員会からでもどちらからでもいいので、本来声掛けがあって然るべきだったのでないかなというふうに思うのですね。

今回の私の一般質問に向けて、答弁つくる段階で、国が今、いわゆる子育ての厚労省の事業と、教育の方の部門とで、どこまで本当に連携できているのかはわかりませんが、表向きは連携して、そこに予算を、今回、いわゆる地域と学校の協同という意味では68億円もの予算、平成28年に付けているのですね。

平成29年度はさらに、これは概算要求ですけど10億円プラスして予算要求しているわけですが、68億円もの予算を付けてこれを取組み進めようとしている。

そして、そういう状況の中で、3月に私が質問したことがまるで議論されていないというのが、正直言うと、せっかく平成27年度に総合教育会議とって首長が参画するそういった話ができただけですから、その会議で、過去3回、今年度に至っては1回会議されていると思うのですけれども、例えば、その場に子育て担当部局の職員をオブザーバーで参加させるだとか、そういったそこまでの配慮というのは、今のこの時代、なければおかしいのでないか、厳しい言い方しますが、そこまでやっぱり視野を広く持って取組むべきでないかというふうに考えるのですが、これ総合教育会議については、これは担当は村長部局になるのですよね。

これは村長はどのようにお考えですか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 責任としては私なのですが、この間の経過でも申し上げたとおり、なかなかストーンと、ではどちらかということがないものですから。

掛けるべき案件については、委員会にかなり全面的にお願いをして、その中から私も入りながら全体の意見交換という形で、この後、またすぐ予定もしているのですが、そんな程度なものですから、ここのいわゆる国の動きの問題だとかということがまだテーブルには乗ってなくて、私も知識なくて申しわけないなと思って今ちょっと聞いておりました。

ただ、この場でもそういった意見、先ほどもちょっと次長の方で触れた、教育長も答弁しているような案件がこの場で出ていますから、私としてもやはり、皆さんからの、ここばかりでなくて、そういった地域に出ていることも含めて、あれば、出していくことがこの総合教育会議が充実していくことだなというこんな思いで今聞いていましたというのは大変失礼なのですが、感じましたので、この後、このことをどうするかは私の中でまだ整理が付いておりませんので方向は申し上げられませんが、そういった取扱いをすべきだなということだけお答えしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） そういった国が予算を付けて、市町村3分の1の負担でそういった取組みができるというような体制、以前からなっているのかもしれないですけど、なっております。

本村、ご案内のとおり、過疎債が使えない、財政的には非常にほかの町村と比べたら厳しい状況の中で、知恵を凝らして取組まなければいけない自治体であります。

であれば、そういった国の制度を貪欲にやはり調べて、使えるものはどうやって使うかという、もっとそこら辺、もっと貪欲さが欲しいというか、横の連携をもっとスピードアップしてつながってほしいですし、そういった面でやはり、今の段階ではちょっと、学力

調査、非常に良い結果も出ている、子どもたちの状況も良いという中で、残念だなという、このまま本当に良い状態が続けるためには、もっとやはりそういった制度をうまく活かすような方策も考えながら、いろんな方法を検討していただけたらなというふうに思います。

特に、土曜日の教育支援ですか、これについても、全部村内で賄おうとすると、ボランティアで賄おうとするとなかなか大変な面もあると思うのですよね。

なので、せっかく十勝には帯広畜産大学という素晴らしい大学あるわけですから、その連携をも模索する。

実際全国には、福岡県等ではそういった取組み進めているところもございます。

福岡県ではなかったら失礼いたします。

全国でそういった近場にある大学の学生さんたちをうまく使って、学力向上、異世代交流も進めているような取組みもありますので、ぜひ先行事例、しっかり研究して、やはり使えるものは使うという貪欲さを持って事業を進めていただきたいなというふうに思います。

本当に、これは拙速な取組みはいけませんけれども、時間を掛けてもいられないのですよね。

コミュニティ・スクールスタートして、先ほど教育次長の方から答弁ありましたけれども、緩やかにとは言いつつも、あまり緩やかすぎると、まだこの村民の中でコミュニティ・スクールと学校評議員会との違いもよくわかっていない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思うのですよね。

要するに、だから、やはり具体的な活動ですね、いわゆる実像の部分を見せないと、やはり村民、もしくは対外的なアピール度からいっても少ないというふうに、なかなかこのまま浸透しないまま終わってしまうのが非常に残念ですので、ぜひ何か実働的なものも、三つも四つも必要ないです。

まずは一つ、そこを取組んでみるという、年度を決めてやってみようではないかという議論をぜひ進めていただきたいなというふうに考えるところですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） おっしゃるとおりでありまして、まずはやってみるということが重要で、やっているものを村民の方に見ていただく。

それは、教育委員会からの情報発信も必要ですし、コミュニティ・スクールとしての、例えば、通信、何とかだよりのようなもので全ての村民の方に、今こんなことをやり始めたのですよということを知っていただくことによって、それなら私たちが支援できるか、参加できるかということにもつながっていくと思うのですよね。

そのとおりだと思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 特に先ほどの答弁、一番最初の答弁でもありましたとおり、平成32年、2020年から英語教育が実際の小学校で勉強として入ってくる。

そこで、実は、今は週1コマだったのが週2コマの授業ということになるのですけれども、語学は本当に週2回の活動でも十分でないような面があると思うのですよね。

というのは、先日、村議会として長野県の野沢温泉村、コミュニティ・スクールの先行事例勉強しましたけれども、そこでもやはり、小学校の段階では、一時的にはほかよりは英語力高いという状況出ているらしいのですが、中学校に行くとあっという間に並ばれてしまう。

というようなことで、なかなか英語教育に力を入れているのだけれども、中学校に行っ
てからそこから一伸びがないというような悩みもお話されていました。

私も子ども育てている実感として、やはり外国語は学校で教科として取り入れる。

週1コマから2コマになるということだけでは本当に不十分だと思いますので、答弁に
あるとおり、ぜひそういったことも踏まえて、いわゆる放課後、アフタースクールでいか
にその辺をフォローするか。

場合によってはボランティアだけではなくて、地元にある学習塾、あるいは、村外の学
習塾とも手を携えてその辺をフォローするようなところまで幅広くやはり検討していただ
きたいなという要望をさせていただきます。

これについての答弁は同じような答弁になると思いますので、ぜひ前向きに検討いただ
ければなというふうに思います。

もう1点、これで最後、新しい部局、一貫的かつ包括的に子育て教育に取り組む新部局の
設置の検討をということで私今回質問させていただいたのですが、検討というのは、
それをつくることによるコストアップであったり、もしくは無駄であったりということも
発生しうると思って私は検討として質問させていただきました。

答弁としては、設置をする必要があるとは考えていないという答弁だったのですけれど
も、この答弁の中、私非常に気になる部分があります。

子育て支援を包括的に組織することで効果が発揮できる可能性はありますが、教育が入
ることについては、他部局機関との新たな連携が必要となり、そのための会議等の時間と
労力が必要になってくるとあるのですけれども、これは非常に問題のある答弁ではないで
しょうか。

というほかの部局機関との新たな連携を生まないで、これからの教育子育てやってい
けるのでしょうか。

これについての、この答弁の真意を、教育長、言われていますか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） どこから話していいかなと思うのですが、その新しい部局
をつくるということの、あちこちで今、始めてやっています。

結果聞くとうまくいっていません。

なぜかという、連携がうまく取れないからです。

教育委員会の今やっている仕事と、その課をつくったときのいわゆる線引きをどこです
るか。

非常に難しいのです。

そして、ましてやそれを大きな町でやっているのが多いです。都市部で。

しかしこうこう小規模の市町村については、今、教育委員会が中心になって、学校教育、
社会教育、スポーツも含めてですけれども、この取組みの中で連携、教育委員会内連携して、
必要のときは福祉や、それから保健や、いろんなところ連携しながらやる。

これで私十分だと思っています、今のところ。

もしやるとすれば、役場全体の機構改革をして、全体を見なければ進まない話です。

一部分で、教育のところを中心にしながら、新しい部局つくりましょうと、そういう話
にはならないのです、正直言って。

だから今、学力の向上で、まだ私は満足していませんよ、これで。

満足していないけれども、より以上高めるためには、今ある組織、今やっている取組み、

具体的には申しませんが、そういうことをもっともっと充実することが、より、森田議員の言う学力向上も含めて、子どもたちの生きる力の育成に近づく一番の近道だと思っているから、今のところ必要ないというふうに申し上げているところであります。

これは本当に森田議員、やってみたらわかります。

いろんなものづくりすぎると、その連携がうまくいかないのです。

一つの例挙げさせてください。

生涯学習の推進という言葉あります。

昔から言われています。

しかし、本部長は大体村長だとか、道で言えば知事がやるのですけども、これ教育委員会とその知事部局との関係で打ち合わせ会議をかなりやらないと、道としてのいわゆる生涯学習の推進が成り立たないのです。

この会議の多いことか。

それで振り回されて結果何しているかという、何も生まれてきてないです。

忙しさだけがでて結果出ていないのです。

こういうことを目の当たりにずっと、道教委にいてわかっているから、だから、いわゆるシンプルイズベストですよ、私は。

そう思っています。

だから今あるところをもうちょっと充実して、必要などころとしっかり連携しながらやることが、この村にとっては一番いいというふうに思っているから、ああいう答え方をさせてもらいました。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 教育長のおっしゃる意味、実はよくわかっていました。

なので、私もその新しい部局をつくるのが必ずしもプラスにならない可能性もあるということで、実は検討してみてもどうかという提案での質問だったのですけども、実はそこで、ほかの部局ときちんと連携取れていれば安心だったのですね。

ただ、先ほど、申しわけないですけども、先ほどの学童保育の関係のときには、残念ながら二部局は連携がきちんと取れていなかった。

話し合いすら持たれていなかったという状況を見ると、本来であれば、こんなに小さな村の組織で、その程度の話し合い、30分でも会議持てばいいではないですかと僕なんかは本当に思うのですが、それすらも今持てない状況であるならば、きちんとその辺の意識はやっぱり改革していただきたい。

これは教育委員会だけではないですよ。

役場組織全体として、こんな小さな組織なのですから。

これからは本当に縦割り、国や道から見たら全然そんな縦割りの激しさはないと思うのですけれども、やはりほかの部局の仕事にもっと関心を持って、自分たちがどう協力できるかという視点、もっともっと持ってほしいのですよね。

教育部局だけでは発案できなかったようなアイデアがほかの部局では生まれるかもしれない。

そうすると、いわゆる横の連携をもっと進める視点を今回持っていただきたいということで、この質問実はさせていただきました。

必ずしも私、新しい部局設けてほしいわけではないです。

あくまでも、その意識を持たれていますかということを確認したくていろいろ質問して

いるのですけど、残念ながら、今のところは、それは十分には機能していないということは、一つの事例ですけどわかったので、ぜひ、この辺は、これは教育長ではなくて、改めて村長、総合教育会議のトップでもあります。

そういった横の連携をもっともっと広げるような試み、これは会議を増やせということではないですけども、スピードアップしながら横の連携を図れるような取組みを進めていただいたいというふうに考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、教育委員会の特に部門との関係で具体例おっしゃいましたけども、ちょっと弁解ではないですが、コミュニティ・スクール、私も大体の動きを聞いていて、今、区長会議あるいは広報、まちづくりトークで今、教育委員会の方から説明していて、先ほど質問あったように、なかなかそれは理解も難しいなということ、他とのところまでの課題を広げる、全部一遍に広げて作業をやっているのではないなということ、ちょっと思っていたものですから。

確かに3月にそういう答弁もしているのかもしれませんが、その時期が来ていないものもあるのかなということだけちょっと私の感想として、まず一つ申し上げて、全体としては、縦割りと言われるその弊害、確かに場面では見られることないとは言いません。

ただ、このことは私も非常に気にはなっていて、課長から細かく研修の内容を説明すれば少しわかってもらえるかと思いますが、他のやっていることの共通項ではなくても、どういうことをやっているのかというのを、職員研修としてやらせるだとか、あるいは先進地というか、もうちょっと長期なそういう取得するものをみんなに還元するだとか、その年々でやることは違いますが、そういったことで、村の職員が全部村のことを、逆に言うと誰から聞かれても大体のことは説明できる、そういう関心を持つということは力を入れて研修やってきているつもりしていますけども、ことをグッと下げたところがどうかということは、ご意見のとおりだと思いますので、また、そういった機会を通じて、職員に喚起するなり、そういう仕組みを研修の中で取り入れるとすれば、やっていきたいということだけお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ぜひ、これは本当に、今の状態本当に教育に関して言えば、非常に良い状況です。

私もちょっと欲張りですので、もっともっと良い、要するに人事異動等でそれが波打つことがなるべく少ないような取組みにさせていただきたいと思って、いろいろちょっとご提案だったりご要望だったり、そういったことをちょっと申し上げました。

非常に一生懸命やっていたということは、私は本当に心から、親として感謝しておりますので、それについては本当にありがとうございます。

もう一つ、最後、これは答弁ありませんけど、そういったいわゆるコミュニティ・スクールがあって、そしてそこにぶら下がるように、地域協働合校推進事業とって地域の教育力を活かした活動を進めていくということが今後のコミュニティ・スクールの一つの模型になってくると思うのですけれども、これに本当に、やはりこういった小さな村ですから、なかなかボランティアだけでは難しいという面もあるのですよね。

なので、例えば、こういった組織に、前回の議会で宮部議員が質問されていましたが、地域おこし協力隊を活用するなど、そういったことも検討してみてもどうかというふうに思います。

というのは、全国の事例を見ますと、そういった地域協働合校推進事業をNPOが中心になってやっているところというのもあるんですね。

なので、例えば、そういったNPOを地域おこし協力隊員の人が中心になって運営していただくというような、そういった方策とかも考えられますので、いろいろ多角的にうまく制度を、今用意されている制度を使って、本村の予算をなるべく節約しながらうまく回せるような取組み進めていただきたいなというふうに要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次、二つ目ですね。

時間も残り少なくなってきましたので、入らせていただきます。

二つ目は、住民福祉向上に資する人事運用ということで、これについては、本村の非正規職員の取扱いについてです。

これまで、過去一般質問、または予算審議等々で何度か質問させていただいておりましたが、改めてこれまでの経緯等踏まえて、もう一度、この住民福祉向上の視点から質疑いたします。

ご案内のとおり、いわゆる非正規職員は官民間問わず全国的に増加しており、労働者における比率は今や4割に届こうとしています。

右肩上がりの高度経済成長が終わりを遂げ、民間においては需要縮小と経済のグローバル化、自治体においては税収の伸び悩みや交付税削減等に伴う緊縮財政などから、いずれも人件費圧縮を柱とするコスト削減を余儀なくされており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

地方自治体における非正規職員の任用根拠は、地方公務員法の第3条第3項に定められる非常勤の特別職、もしくは同法第17条に基づく任用基準、同法第22条に定める採用期間を最長1年とする臨時職員の三つが主なものです。

現在の主流は同法第3条第3項に基づく特別職であり、採用年限に関する法的な定めはありません。

ただし、総務省が「継続雇用を必要としない業務を想定した法律」との見解であることから、少なくない自治体が地方公務員の適用外である労働基準法に準拠し、更新限度を3～5年と定めて運用している実態でございます。

しかし、小泉内閣による「聖域なき構造改革」を経て正規職員が減る中、地方行政の業務は増大し、非正規職員の果たす役割は重要かつ多岐にわたるようになりました。

臨時的かつ短期で終了する業務は少なく、長野県のある自治体では非正規職員が7割を占めるなど存在意義は高まる一方です。

そもそも戦後まもなく制定された地方公務員法が実態とかい離しているのは明確です。現実に即して非正規職員を任用しなければ地方行政は立ち行かなくなる日が来るかもしれません。

これまでも指摘してきましたが、更新年数を限定するデメリットは枚挙にいとまがありません。

例を挙げると、人脈やノウハウなど業務継承の仕組みが機能しづらく、組織にとって最も重要な人的資本の形成に課題を生じる。非正規職員のモチベーションが向上しづらい。人材の補充が適切になされない場合がある。などで、いずれも行政運営上、業務の停滞につながるもので、住民福祉の低下に直結します。

東京都荒川区では2007年、「住民ニーズの多様化に的確に対応し、さまざまな社会現

象や課題に対して迅速かつ果敢に対応」することを目指した人事戦略を構築し、非常勤職員についても給与アップや経験年数や能力に応じた昇進、研修の導入などに取組んでいます。

荒川区では、再任用を阻む規定は設けておりません。

報道によると、この荒川区の取組みについては、当初、総務省からの指導があったようですが、継続雇用を前提とした制度ではないという認識で、職能に基づくものだと総務省、管轄する東京都からも了承を得ています。

本村でも今年度、非常勤職員と嘱託職員の報酬額を上げるなど雇用環境の改善が図られております。

当該職員の意欲向上につながるもので、十勝においては非常に先進的な取組みであると私も評価しています。

しかし、更新年数を限定していることで、この素晴らしい制度が十分に効力を発揮できていません。

以上の観点から、次の点を伺います。

厳しい財政状況のもとで円滑に行政を運営し、住民福祉の向上に資するために、継続雇用を前提としない認識のもと、任用継続期限の文言を撤廃し、非正規職員任用の更新を必要に応じて認める規則へと改善すること。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） 住民福祉向上に資する人事運用についてであります。本村の非正規任用職員の取扱いについては任用規則を定めて、任期を限って任用しております。

任用期限を定めることは、平成26年7月4日付、総務省公務員部長通知により、募集や任用にあたっては、勤務条件を明示し、特に、任期については、任期終了後の再度の任用の可能性について明示する場合であっても、手続きなく「更新」がなされたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないよう、明確な説明に留意すべきとされています。

また、再度の任用については、客観的な能力の実証を経て行うものとされています。

継続する任期については、労働基準法に準拠して3年から5年と定めて運用しております。

継続して雇用することで、再度任用の保障などの既得権が発生するという明確な司法判断は示されていないものの、既得権を救済することはケースによっては認められる判例もあり、非正規職員に対しては、あくまでも任期のある職員であることを明確にするとともに、再度の任用に際しては手続きを厳格に行い、再度の任用に対する期待を抱かせないようにしなければならぬと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいま答弁いただきました。

これちょっと私の質問の仕方がうまくなくて、うまくきちんとそちらに伝わらなかったのかなと思って再度確認するのですが、新しい平成28年度から運用している嘱託職員や非常勤特別職の任用規定なのですが、その中では、任用については通算して3年まで継続することができる。

ただし、村長が特に必要と認める場合には、最長で5年まで継続することができるというふうに書いてある文言を、この辺を以前は特に何年までって期限を区切らずに、村長が

特に必要と認める場合は再任用できるというような規定だったと思うのですが、そういうふうには荒川区と同様の変更はできないかというような質問をしたつもりだったので、その辺についてはいかがでしょうか。

これは再任用し続けるというような質問ではありません。

再任用を5年以上継続することを阻む規定をなくしてはどうかというような質問だったのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 全部細かく覚えていないのであれなのですが、そういった非常に、前回質問をいただいたときに、こちらが根拠というか、考え方として答弁したことがすっかり見ていただいてわかるという状況ではなくて、今回、規則もそういったことで、皆さんが見てこうだなということで改正を、まず一つポイントとさせていただきます。

その上で、森田議員、今回のいわゆる、良ければずっと継続して、それだけ効率的な、特に福祉の部門でやっていってはどうかというこういう質問なのですが、戻りまして、前にも私の考え方というか、ことで明確に延長がだめ、良いの論議は別として、いわゆるその必要があって増やしている分というのは、できるだけ解消しなければならないというこういう基本があります。

ただ、ご質問にもあったように、財源も限られていて、例えば、ケース的には、一時的に子どもが、例えば、保育園ですと、手のかかる子ども、あと、いわゆる人数が増える、後は産休に入るだとか、いろんなケースがあって、その間は原則的にはやはりダブらないようにやっていきたいというのが原則であるものですから。

先ほどの質問の中でもあったように、いわゆるそういった部門に外からもという話も、これも一つの嘱託と同じような話なのですが、毎回申し上げているように、判例ははっきりしませんけれども、裁判をすると非常に、やはり既得権と思われる方が有利というのは変わっていないというふうな認識もしていますし、原則的にはやはり、許されれば、本当に長期に渡って必要なポジションとすれば、正規を雇うのが正しいと私は原則思っているものですから、ここを拡大して、その割合を増やしていくという基本的な考え方がないものですから、こういう答弁をさせていただきました。

また、そのときにも申し上げましたが、そういった格差を近づくことはできても、埋めないで正職員とプラス嘱託職員という言い方させてもらおうと、それらが、混在することも、また、人事管理上私は必ずしも好ましい姿でもないですし、その臨時で採用された方の先を見通した人生設計というのでしょうか、そのことも非常に気にかかるところで、これを拡大してということは持っていない考え方に変わっていないものですから、今回も改めて質問いただいて、こういう答えをさせていただいていますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） なかなか、ここ交わるのが難しい議論なのかなと思うのですが、村長の今答弁いただいたのは、本当に総務省が言っている見解、ちょっと嫌味っぽく聞こえたら申しわけないです。

総務省は60年前に制定されたその当時の法律、全く変わっていない法律をもとに見解を述べています。

これはずっと国会でもそういう答弁をしているので、今さら法律が変わっているのになかなか変えるというのは難しいと思うのです、総務省としては。

であれば、ではどうするのかというところで、工夫を凝らしたのが荒川区の取組みなわけですね。

あくまでも、ずっと再任用するつもりでやっているのではない。

これは詭弁なのですよ。

結果として再任用が続いていると。

だから、そういうふうに地方自治体が工夫を凝らさないと、都会みたいに幾らでも人がいるのだったらいいのかもしれないですけど、中札内みたいなこの小さな村で、今良いスタッフが揃えているところを、3年5年経ったらそれがなくなってしまうというのは本当に僕恐ろしいことだと思うのですよね。

というのは、今本当に、先ほど学童保育の関係でもちょっといろいろお話ししましたが、今の学童保育、これ学童保育、社会福祉協議会の職員でもありますけれども、中札内村のその非正規職員の任用基準に従って、多分同じように運営されているというふうに聞いておりますので、今どうか知りませんが、以前はそうだというふうに聞いておりますので、であれば、今ある素晴らしい子育てに非常に重要に関わっている、充実しているというスタッフ体制が3年5年になったらまた一から構築しなくてははいけない。

このロスというのは、ちょっとこれはなかなかカバーできるのかなというのが本当に心配なのです。

なので、であれば、これはやはり自治体それぞれ、各町村がやはり工夫をして、これは違法行為ではなくて、何と言ったらいいのでしょうか、法律の解釈というか、それこそ南スーダンのPKO派遣なんて、国なんかどれほどのことやっているのかと正直思いますけれども、これは戦闘行為ではなくて散発的な衝突だなんていうことを言って派遣しているわけです。

僕、これについては良い悪いというのは言いません。

ただ、国がそうしているのですから、国がしているからうちらもいいではないかという話ではないですけど、やはり町村は町村で、やはりない財政の中で、厳しい財政の中でいかに効率的に住民福祉の向上を図りながら人事運営していくのかということに知恵を絞っていかなくてははいけないと思うのです。

そこで、私が提案したのは、その知恵の一つとして、あくまでも法律の趣旨には反するつもりはございませんと。

ただ、必要と認めれば再任用することもありますというそういった規定にするべきではないですかというような話なのです。

なので、これは総務省で言うとおりに私はやりたいのだと言われてしまうと、これは議論終わってしまうのですけれども、本当にこれは、そういったことが、いろんな、例えば学童保育の話しました。

それで先ほどの村長の答弁の中で、保育士の関係のことで、今はたまたま子どもたくさんいるから必要な人員だけでも、それが少なくなったときに余剰人員になってしまうということ心配されていると思うのです。

これは考え方で、例えば、余剰人員になった人たちを使えばもっと手厚い子育て支援ができるというふうに考えることもできるのでないかなというふうに、正直思うのです。

だから、本当に今保育士、正職員の人たち、随分遅くまで仕事されている人たちいますよね。

私、今、コンビニエンスストアで勤務しているので、本当によく頑張るなというふうに

思っ、そのスタッフの方々を見ております。

であるならば、そういったところを、やっぱり軽減すべき、軽減するためにも、余剰が出たらかえって良いではないかというような思いがあるわけです。

保育士として優秀に仕事できる方であれば、ほかのジャンルで活用してもきっと良い働きをしてくれるのではないかなというふうに私は想像するわけです。

なので、これはもうやりませんと言ってしまってもう議論終わってしまうのですけれども、やはり町村は厳しい財政の中で知恵を絞って人件費をうまく回していかななくてはいけないという点、それと、住民福祉向上、今ある住民サービスを落とさないために、素晴らしい人員体制は維持していくべき。

そのための工夫を凝らすべきだということで、再度検討の余地についてご確認いたします。

荒川区については認められています。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 最後の方から言いますと、私もそうできれば、余剰なんて言わないで、大変なところは、別に保育園ばかりでなくて、一般職の中でも、特に福祉部門も保育園ばかりでなくて増えて、大変な思いしてやっていることも、流れの中であることもありますので、そうすれば良いのですが、見解は一緒に、大変、人件費厳しい状況でやっているということもご理解いただいた上での意見ですし、本当に必要だとすれば、国において交付税の参入の中に、細かいこと言うと、この規模は何人ということが参入されますから、先ほどの学校の件も含めて、そういったことがされれば、もう少し思い切って、数少ない予算をどこにやるかというのは選択ありますけれども、基本の分としてそういうことがあればいいなというふうに思いますし、違法すれすれ、ここの場で言うことではちょっとないかなとは思いますが、実際にそういう話が出ていますから、あるとすれば、私も確かに研究したり勉強したりしたわけではないですけども、このこと以外にも矛盾を抱えながらやっていることは、いわゆる通達含めてたくさんあることも事実ですから。

たまたまこの話はどこも共通することだろうなど。

余裕があって人員を配置しているところがないので、先ほどの例のように、私がさっき言ったように、全体のバランスのこともちょっとあるのですが、この制度だけで言うと、これはやっぱり制度要求もする、ちょっと圏外の話かもしれませんが、実態を捉えてやはりそういう方にお手伝いをいただいたり、先ほど言われたように、専門的な人材が逃がしたくないことでの方法として、悪いわけではないという部分もありますので、少し要請というか要望というか、制度として矛盾がないのかということも、これは当然全国レベルの話になりますから、町村会、順番に、十勝当たりでもその実態、多分変わらないと思いますし、共通で持っている悩みだというふうに考えますから、そういったことも、ではお金どうするのかということもちょっと横に置いても、考えてみたいということで今ご意見聞いていましたので、そこまでちょっと答弁させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいま村長答弁いただいたように、本当に制度が改正されれば、それに越したことはないというふうに思っております。

本当に正職員と非正規職員の方の給与の差というものもかなり大きなものがございまして、見方によっては、本当に、官製ワーキングプアみたいな言われ方もしておりますし、本来であれば、そういった改善、正職員として採用できれば一番いいのですけれども、なかなか

か今の体制では難しい実態にあります。

本当に制度が改正されて、うまく雇う側も雇われる側も一番いい形になるというのが本当にベストですけれども、なかなかそれについてはちょっと時間がかかる。恐らく時間かかるでしょう。

なので、時間かかるのであれば、何とかうまく工夫してやっていけないものかなというふうに思っております。

それともう一つ、これは中札内村だけではないと思うのですが、いわゆる非正規職員の方々が携わっている仕事というのは本当に、例えば、子育ての部門であったり、教育の部門であったりというか、いわゆる本当にうちの村が特に力を入れているジャンルの方々がたくさんいるわけです。

しかも女性がほとんど。

村長、12月に札幌でのシンポジウムですか、男女共同参画でシンポジウムで、多分事例発表されて、新聞載っておりましたけれども、素晴らしい取り組みしているということで発表されたと思うのですが、いわゆる本当に結果としては使い捨てるような形で非正規職員の人たちを使っている。

それは本当に男女共同参画の視点からすると、非常に悲しい結果なのだろうなというふうに思っております。

本当に全国的には、ハローワークの職員、そこにも嘱託職員の方々がいっぱい使われているらしいのですが、3年になるとみんな首を切られて、相談受ける側だったのが相談する側になるなんていうブラックジョークみたいな話も発生しているようです。

やっぱりどう考えても、誰がどう聞いたっておかしな状況なのですよ。

なので、やはり、どうせだからやっぱり使う方も使われる方も、できれば本当にいい、そして村民もいいというような、そういった運用をやっぱり工夫しながら、法の趣旨に則った上でやっていくように努力していくことがやっぱり、みんなにとってウィンウィンなそういった運用になるのではないかなというふうに思います。

村長としては、新たな制度改正に向けた提案も一つの方法だということでお話ありましたので、今回については、その辺のことで答弁受けて、最後、私の要望ということで終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見として頂戴しておきたいなというふうに思います。

10分ほど休憩をしたいと思います。

20分から再開させてください。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋和雄君） 時間になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思っております。

一般質問の5番目、1番北嶋議員、よろしくお願ひします。

○1番（北嶋信昭君） それでは、お許しをいただきましたので、最後ですけれども、一般質問したいと思います。

村道の今後の整備について。

本村におきましては、他町村に比べても農村部における村道の整備が進んでおり、特に

農家に隣接した村道はほぼ舗装が完了している状態と思われませんが、しかしながら、いまだに数箇所ですが、道路拡幅及び嵩上げ整備がされていない村道もあり、あるところでは、道路拡幅整備三十数年が経過した現在も舗装されておりません。

収穫時には、いも、ビート等の運搬車両等の通行も多く、一般車両の他農作業の通行も多くあります。

隣接する農家では、窓も開けない、ふとんや洗濯物は外に干せない、また、砂利が敷地内に飛び込むことも多く、止めていた車に当たったこともあるとのこと。

このように数箇所ですが、整備されていない村道をどのように整備されるのか伺います。

○議長（高橋和雄君） 答弁、田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） 村道の今後の整備についてであります。これまで村道の新規改良・舗装は、住宅の張り付きが2戸以上ある路線、集落と集落を結ぶ路線、通学や産業路線で交通量がある路線、観光施設への接続路線など、一定の目安で整備を進めてまいりました。

現在の道路整備の基本的考え方は、新規の改良・舗装工事は一端終了として、簡易舗装道路や損耗の著しい幹線的路線のオーバーレイ工事を主体に、道路整備を進めており、今年に入り、村内全ての舗装路線の状況調査を行いましたので、年内には、新たに道路状況に基づく順位化を図り、次のまちづくり計画に反映し、計画的に整備を進めてまいる考えであります。

昭和後年に施工した簡易舗装道路は、路盤工が脆弱なことで損傷が著しく、道路整備に振り向ける財源に限りがあるため、工事の効率性や施工期間が短い路盤再生工も取り入れ、その効果を検証するとともに、土地改良事業で採択の可能性がある路線は、事業計画に反映するよう事業主体と調整を行っております。

この春、私も出向き、村内の道路状況調査を行っておりますので、ご質問主旨の状況が存在することは認識しておりますが、今後の道路整備の基本的考えは、前段申し述べた簡易舗装道路や幹線的路線の改良を優先すべきと考えております。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今の答弁では、今後新規にやらないという話のように聞こえますけども、そうであれば、自分としてもこれ以上質問する何ものもないのですけども、もう一度考え直していただきたいのかなという気がいたします。

過去の経過について、これ、住宅の張り付きが2戸以上、文言で今言いましたけども、これでなくても舗装されたり、いかなれば、簡易舗装をして、それから改良工事をして、また舗装をし直したと。

1軒しかない道路に対してもそういうことをしてきた経過があるのですよね。

であるのなら、同じ村民であって農家でもあるはずだし、そういうのであれば、もう幾らもないですよ、本当に数件です。

道路舗装してほしいというのは数件、それから、改良工事も昔は馬が通ったよりちょっと良くなったような道路も数件しかないのですよね。

であるのなら、やはり、今後の方針の前に、もう一度残り少ないそういう地域を見直していただいて、やっぱり村民として同じ平等な立場の中でおるようにしたらいかがなものでしょうか。

その辺はいかがですか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 今おっしゃっていただいたように、確かにバラバラな時代もありました。

それだとかえって不公平になるので、ある程度、一時の様に交付税がどんどん来て、道路に財源を投資できたときは良かったと思うのですけれども、やはり、効率的にやっていくというためには、一定のルールを持ってやるべきだということで、中途中途で考え方が変わっています。

それは申しわけない話だと思うのですが、それともう一つは、やっぱり当時は農業ということでいろんな産業面を配慮して道路を整備した経過もあるのかなと思います。

そのことによって、それがたまたま1軒だったりだとか2軒しか張り付いていないというケースもあると思うのですが、もっと具体的に言うと、昔は確か、酪農家さんの周辺路線は、冬の間大変なので、舗装道路にするだとか、春先砂利道が埋まって、大きなローリーが走れないとか、そういうことでやったというふうに記憶をしておりますけれども、今の段階では、ある程度、資本を集中的に投資しなければいけないので、いろんな行政区から、特に簡易舗装道路が痛んでいると。

作業機が大型になって大変だと、何とかしてくれと。

この声のバランスから言うと、北嶋議員がおっしゃっていることもわからないということではないのですが、やはりトータルで見た上では、現在の方針、今後の方針の中で進めていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今、副村長言ったように、大型機械どうのこうのということに対しては、そういうところもあります。

今、舗装していないところも。

やはり、もうこれ以上村でもこの方針で行くので間違いないのだということになれば、自分の質問これで終わりますけれども、それで下がるわけにはいかないから質問しているわけですね。

何とかその辺をもう一度見直していただいて、今どこの農道でもそうですけれども、やはり道路が狭くて、コンバインなんか特に、麦のコンバイン、それから、枝豆のコンバイン、なかなか通れないところもあります。

それは整理されていないからであって、今、規格の中に、8メートルぐらいになれば大体のものは通れるはずなのですよ。

どうなのですか。

あくまでも、もうそういう方針で行くから、質問は必要ないと言えればこれで止めますけれども。

何とか考える余地はないのですかね。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ちょっと分けて整理をさせていただきたいと思うのですが、今議員がおっしゃっている中で、その大型のコンバインが通らなければならないというのは、これは確かにそうだと思います。

ただ、うちの村道は、4軒幅、今、尺貫法使うのあまりよくないで、1.8掛ける4ですから7メートル20センチメートルですけれども、この道路幅しかないところもございます。

今回、この中身がどういうものかというのある程度見えていますので想定できますけれども

も、これは、中には砂利の道路、いわゆる耕作道のようなものが、砂利の道路があるのは私どもも承知しています。

中には、改良舗装やってもらっては困ると。というのは、改良舗装やると嵩上げをすることになりますので、道路はそのまま舗装するわけにはいきませんから嵩上げします。

そうなりますと、逆に言うと農作業がしづらくなると。

トラクターが回ったりすることもできないと。

そういういろんな状況があるので、北嶋議員がおっしゃっているように、これだから絶対何もしないということではないのですが、それは段階的にやらせていただくことは必要ですし、今おっしゃっていただいているように、確かに農道、砂利道、それでも幅が狭くて大きな問題があるというのは承知をしております。

これは逆に言うと、改良舗装しないで置いておくことによって、畑との段差が低いわけですから、そこで逆に言うと安全に通行していただくとか、いろんな問題がその中にはあるのかなというふうに思いますので。

ただ、何かをするときには、一定の方向性なりルールを持っていないと、そこにいろんなことを入れていくと、では、そこに關わるような要件というのはまたそれぞれ、道路の側溝の話もそうなのですが、いろいろ出てまいりますので、今の時点では、一定のルールでやっていきたいと。

ただ、そういう状況があるということだけは、十分認識をさせていただいておりますことも付け加えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 村の方針は通すみたいですが、それでも、やはりその中でも、やっぱり車が通って布団も干せないような状況の家もありますから。

そういうところも把握していただいて、あくまでもこの方針で行くのではなくて、そういう本人もそこをしてほしいという、地域でもそういう希望もあります、間違いなく。

そういうところはやっぱり話をしながら受け入れてもらうような状況で幅を持っていたかかないと。

こんなところで一般質問する必要がなくなるわけですよ。

そういう要望が多いから質問しているわけであってね。

再度言いますけど、あくまでもその方針で行くのですか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） こちらも工夫をして、前段、村長の答弁の中でもお答えをさせていただきましたように、地域の声をしっかり受け止めて現場を見させていただいているのは当然見させていただいています。

それで、それが受益が大きくて、特にこれが必要だというものについては、なかなか手が付けられないのであれば、制度に乗せてやるだとか、そういう工夫もさせていただいています。

ただ、個別で、仮にですよ、これは個人が要求しているか地域で要求しているかは別なのですが、個別対応だとすれば、それは個別に別な相談の形がありますけども、ここでルールを変えてやるということに持っていくのは、ちょっとどんなものかなというふうに危惧をしております。

せっかくそういうことで、今まで、オーバーレイについても、なかなかできないものは、開発の高規格道路のときに、少しこちらの方で工夫をしたり、地域の方の理解もいただい

て、共通認識でやらせていただいていますので、そういう実態が全くない、それから、一般質問が必要でないとかって、そういうふうな認識は全く持っておりませんが、ただ、どここのそのタイミングタイミングでは、そういう時点はいろいろ整理をしながら進めていかなければならないというふうに思っています。

ただ、現実問題として、その状況が、もし、今ここで、それは個別の案件なのか全体の案件なのかは把握できませんので、またいろんな機会があれば、いろいろ情報を聞かせていただいて、できる部分の相談があれば、乗ることは可能だと思いますが、ただ、ここで方針を変えてということにはならないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 残念な話になってしまったようですが、やはり、これは地域でも要望している地点もあります。

これは地域からも聞きましたし、今ここにその要望書も持ってきております。

そういうこともあるのですが、そこに対しては全然、今まで手を付けてくれていないですよね。

一部ありました。

それも自分で村に要請しながら、道の方でやっとな補助金を付けてもらう話もありますけども、ちょっと残念な状況で、これ、本当に残り少ないのですから。

方針は方針でなくて、やっぱり同じ村民として、道路を通るときに、砂利道を通るのか舗装を通るのか、同じ砂利道でもきちんと整備された道路を通るのか通らないかということに対しては、かなり違うと思うのですよ。

今、方針だからでなくて、残り少ないのですから。

過去の職員がやってきたことを、やっぱり残り少ない、村民として何とかその辺を、全員平等に見てもらいたいような形の中の道路にしていきたいなど、そういうふうに思いますけど。

このまま今の方針を曲げないでいくのなら、これで質問終わりますけども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 副村長、担当課長もやっているところとちょうど絡めて方針を今、検討しているという意味でちょっと答弁させていただきましたし、私も当然、すり合わせをして、答弁をしていますので、基本線は変わりませんし、ただ、ご質問にあったように、過去は過去のその時期時期での判断があって、いわゆる歯止めをしないと、全部、いわゆる整備要望が挙がっては困るということで過去もやってきていたのだというふうに思いますし、今日的な状況は、先ほど答弁させていただいたように、非常に今、その改修をやらなければならないのが目白押しといいたいまいしょうか、そういう中で、公式なルールとして、したいということを申し上げていますし、今、担当では、それでは恣意的にこっちが、いわゆる要望あるなしで差をつけるということではなくて、オープンに、公平な目で見てオープンに点数を付けたものを出せるように、今準備をしていますので、その検討の中で、今北嶋議員がおっしゃられたような公平をどこで見るかというのは非常に、ないから公平でないという見方のご意見もありますけども、ではそれより優先してお金を使うところが公平なのかどうなのかも含めて、ご意見がわからないという意味ではありませんし、議員要望書もいただきましたので、その地域も私も入って、言わんとしていることは十分わかっていますので。

少しそのことは広げて検討の点数付ける中で、検討の余地があるとすれば、検討はしたいと思いますが、ただ、やはり公平に皆さんに申し上げて順位を付けて、財政と相談してやることのこの基本はいずれにしても変わらないということだけ申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 平行線になるからいくら質問しても同じですけども、やっぱり最後に言いたいのですけども、村民として、やっぱり簡易舗装までして、10年もしないうちに改良工事しながら舗装をしたところ。

そこには1軒しか家がない。

あるところでは奥の方に600軒も奥に家1軒しかない。そういうところもあります。

そういうところを見ると、やはり少ししかないのですから。

聞いている中に2軒あります。

家から道路までもいいですから舗装にしてくださいというところもあるのですよ。

そういう要望も聞いていただかないと、過去の職員がやったから、それは過去の話ですということになるから、その過去の人たちでさえや村を批判している状況もありますから、今。

やっぱり今の現状の中で、今の体制の中で、村民を平等に見ていたり、そういうものをするのに対しては、平等という言葉にも村長も首で相槌してましたけど、自分のところについては、同じ税金払っているのだ、血税という言葉もよく議員の中から出ますけども、同じなのですよ、みんな村民の扱いは。

であるのであれば、残り少ないのですから、何とかそこを、今言うように、2回も舗装してくれた、1軒しかないところ。

そんなところもあるのですから。

やっぱりもう一度、もうこれで終わりますけども、もう一度考えていただかないと、今後こういうことで自分たちの方針でやるということであれば、パフォーマンスで一般質問することも必要かもしれないですけども、自分としては現実的なところしか言っていないつもりですから、今後、一般質問する意味がないのですよ。

今まで言ってきてだめだからこうやって公的な場で質問しているわけですから。

その辺も十分考えていただくことで終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 答弁ありますか。

答弁がないということですので、これで北嶋議員の一般質問を終わりたいというふうに思います。

これで全部の一般質問は終わりましたので、今日の日程すべてが終了いたしました。

会議を閉じたいと思います。

平成28年12月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時39分